

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成27年12月7日(月)午前10時～午後2時2分  
平成27年12月17日(木)午前10時30分～午前11時28分

場所 第2・3委員会室

出席議員(8名)

委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委員 大野慎治  
委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巖  
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員(24名)

副市長 久保田桂朗  
総務部長 奥村邦夫、健康福祉部長 森山 稔、建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫、教育こども未来部長 山田日出雄  
総務部まちづくり政策推進特命担当 柴山俊介、秘書企画課長 長谷川忍、同主幹 佐野 剛、同主査 加藤 淳、同主査 小出健二、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、商工農政課長 伊藤新治、同主査 新中須俊一、同主査 岡 茂雄、都市整備課長 高橋 太、同主幹 西村忠寿、維持管理課主査 竹安 誠、上下水道課長 松永久夫、消防本部総務課長 伊藤真澄、同主査 伊藤孝夫、同主任 木村裕樹

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案第75号	岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第76号	岩倉市企業立地の促進等に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第77号	岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第83号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 可決

議案第 90 号	財産の交換について	全員賛成 可決
陳情第 10 号	沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情	聞き置く
陳情第 11 号	陳情書「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（平成27年12月7日）

◎委員長（須藤智子君） それでは定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

議会中でお忙しい中ではありますが、委員の皆様全員お集まりいただきましてありがとうございます。当局の皆さんもありがとうございます。

当委員会の案件は、議案5件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可をいたします。お願いいたします。

◎総務部長（奥村邦夫君） 改めまして、おはようございます。

12月に入りまして、寒い朝を迎えるようになってまいりました。また、先週は高山でも雪が降ったということで、ますます冬本番にいよいよ突入してきたなあというところだというふうに思います。

また、先週は金曜日に、夕方の街頭指導ということで、大変寒い中でございましたけれども、御協力いただきましてありがとうございました。この結果につきましては、一応試行的にさせていただいたということでありますので、またこの結果を評価させていただきながら、来年度につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、今委員会には新規条例制定が2件と条例の一部改正が2件、財産の交換が1件ということで、5件の議案を当局のほうから提案をさせていただいております。慎重なる審議をいただきまして御議決いただきますようによろしく願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第75号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（木村冬樹君） マイナンバー制度についての条例の制定という

ことで、6月議会以降、一般質問や議案質疑でいろいろ議論されてきた部分であるというふうに思います。

それで、今回は新しい条例の制定ということで、庁内連携による特定個人情報の利用、それから実施機関との情報連携ということで、特定個人情報の提供というものが規定されるわけで、具体的に庁内連携だとか、実施期間に対する情報提供については、どういうふうな形で行われるのか。本会議でも質疑があって、インターネットを通じてということになると非常に危険性が高いということで、それとは物理的に遮断されているというふうなことだったというふうに思うんですが、具体的に庁内連携、あるいは情報提供というものがどのような形で行われるのか、少しわかりやすくお聞かせいただきたいと思います。

**◎秘書企画課主査（小出健二君）** 今回の条例で規定させていただく内容につきましては、法の範囲を超えるものではないということでございます。

その中で、具体的な情報の利用につきましては、情報システムを介して、例えば税の情報ですとか所得制限等確認等必要な場合に、事務の担当課がその所得の状況を情報システムを使って照会をかけて確認をするということでございます。

また、19条の9号のほうですね、提供のほうにつきましては、市長部局と教育委員会での情報のやりとりということになりますので、こちらも想定されているものは所得の状況確認等になりますけれども、そうしたことでシステムを使って連携をするということでございます。こちらのものにつきましては、現状も同じような取り扱いをしております、マイナンバーを使うことによってこの条例を制定することで、マイナンバーを含めた情報の連携が可能になるというものでございます。

**◎副委員長（木村冬樹君）** 庁内の連携と、あとは市長部局と教育委員会との間の情報のやりとりという形になるということでもあります。

いわゆる法が定めている独自利用事務というのは、これは本会議でも少し議論があったと思いますけど、必要最低限のものだけで新たなこんなものも可能だよということで、いろいろあるというふうに思いますが、そういう独自利用事務の取り扱いというのは、どのような形になっていくんでしょうか。

**◎秘書企画課主査（小出健二君）** 独自利用につきましては、庁内の組織であるマイナンバーの推進本部及び推進部会において検討させていただきました。

独自利用に関して、近隣市町も含めて条例を規定しているところはございますけれども、メリットというところがやはり情報連携ができるということ

になります。そうした部分で他の地方公共団体と情報連携が始まるのが、平成29年7月を想定しております。

また、独自利用に関するシステム改修費が国庫の対象となっていないなどの理由から、今回はまず法に定められた事務を取り扱うことからスタートするというので、独自利用は現時点ではしないという判断に至ったということでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。

将来的にはちょっとわからないところもありますが、情報をやりとりするということでのシステムの問題については、多くの自治体でいろいろ苦勞がされたというふうに新聞報道でもされていますし、岩倉市はしっかりインターネットとは切り離れた形でのものできちんとされるということでもあります。わかればでいいんですけど、いわゆる個人情報保護の観点から物理的にインターネットとは切り離れたことに全ての自治体がなっているというような状況でスタートされるという考えでよろしいのでしょうか。その辺の情報がわかりましたら、少しお聞かせいただきたいんですが。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 他の全ての自治体を把握している状況にありません。ただ、やってないところはあるという情報はつかんでおります。

岩倉市については、御承知のとおり、もともと分離していたんですけど、経費節減とか事務の効率化ということで一つの端末で共有する状況をしてまいりました。ただ、今回のマイナンバー導入を機に、またもとの状態に戻したと。より安全なほうに向かったというところでございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

それでは討論に入ります。

討論はありませんか。

◎副委員長（木村冬樹君） 議案第75号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」の反対の立場での討論を行います。

この条例の制定につきましては、いわゆるマイナンバー法の規定に基づいて特定個人情報を庁内連携で利用すること、また同一地方公共団体内の実施期間との情報連携として特定個人情報を提供することを規定するものであります。

さきの9月定例会の議案審議の中でも議論されましたように、マイナンバー制度につきましては、プライバシー侵害や、あるいは成り済ましなどの犯罪の危険性がある。また、初期投資3,000億円、毎年の維持管理費用として300億円ともされる巨額プロジェクトであるにもかかわらず、その具体的な国民へのメリットだとか、あるいは費用対効果という点でも情報が示されないまま国民負担が求め続けられていく制度であるというふうに思います。さらには税や社会保障の分野におきましては、徴税強化や社会保障給付削減の手段にされかねないという問題もあるというふうに思います。

現時点で100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムは構築できないというふうに思いますし、また意図的に情報を盗んだり売ったりする、こういう人物がいるわけで、過去にも情報漏えいの事件が繰り返されてきたというふうに思います。また、一度漏れた情報につきましては流通売買され、取り返しがつかないことになりまして、情報が集積されるほど利用価値が高まるということで、サイバー攻撃などの標的にされやすくなるというふうに考えます。

また、市民周知につきましても、やっぱり全ての国民の中で番号の管理の重要性が周知されているというふうには考えられません。また、マイナンバーを扱うことになる民間事業者の管理対策についても、経費への助成がないという中で、中小零細企業などでは済んでいるというふうには考えられません。

ましてや制度開始の1月までに番号通知カードが全ての住民の手元に届く保障はないわけで、制度開始の最低条件と思われる番号通知の届けができないというふうに思われます。このような状況のもとで、マイナンバー制度について制度開始を延期すべきであるというふうに考えております。

以上の理由により、マイナンバー制度を運用するための今回の条例制定につきましては、反対をいたします。

◎委員（相原俊一君） 議案第75号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、岩倉市における個人番号の利用と特定個人情報の提供について規定するものです。

岩倉市では、マイナンバー法で定められた法定受託事務の処理のために庁内での情報連携や市長部局、教育委員会との実施機関との情報連携も必要となります。これまでも個人情報保護条例に基づき、適切な個人情報の管理に

努め、情報連携を行ってきている中で、個人番号を含めた特定個人情報について情報連携ができなくなることは、結果市民サービスの低下を招く可能性もあるわけであります。まして岩倉市におきましては、独自利用はしないということでもあります。こうしたことから、本議案に対しましては賛成とさせていただきます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第75号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第76号「岩倉市企業立地の促進等に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。

◎委員（関戸郁文君） 質問させていただきたいと思います。

岩倉市企業立地の促進等に関する条例について、この条例のシステム設計について幾つかお尋ねしたいです。

まず第1に、第3条で定められた「市長は、予算の範囲内において」という条文があります。この予算の範囲とは大体どれぐらいになるのかを教えてください。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） この奨励金につきましては、新設の場合の固定資産税、それから都市計画税を対象にしております。増設の場合は、工場に係る建物の固定資産税額というふうにしております。ですので、進出していただく規模、建てかえ等される建物の規模によって異なります。納めてから奨励金をお返しするというようにしておりますので、申請があつて、大体の規模がわかって、予算措置も間に合うようなシステム設計にしております。

近年、新設していただいた企業さんを見ますと、固有名詞はちょっと申し

上げられませんが、1年間に1,500万だとか、そういった額になる、新規ですと企業さんが数件進出していただいています。

◎委員（関戸郁文君） 大体1,500万ぐらい1件当たりが予算の範囲になるのかなというふうに思いました。

では、2つ目に入ります。この条例を制定した後、大体何年間で幾つぐらいの企業が誘致されるとお考えでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 受け身の部分もありますので、目標というのはなかなか定めにくいものというふうには認識しております。

ただ、先日お示ししました戦略の中では、この5年間で奨励金を使って進出していただく企業は2件というような目標を定めております。

◎委員（関戸郁文君） 5年間で2件ということですね。わかりました。

3番目は、その目標を管理する手法なんですけれども、例えば3カ月置きに修正しながら目標管理をするのか、あるいは1年でとか多年度だとか、いろんな目標の管理の仕方があると思いますが、そのシステムについて御説明ください。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 企業誘致の関係につきましては、総合計画の中でも優良な企業を招致するというようなところもございます。これについては、毎年施策評価の中で目標値と現状値を確認しているところでございます。戦略につきましても、来年度以降検証の委員会の中で検証していくものかと思えます。

目標については、来年本当に2件出てきてしまったから5件にしようという簡易なものではないと思っていますけれども、検証についてはそういったところでしていきたいというふうに思います。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すごく基本的なことなんですけど、奨励金交付までのフローチャートが示されていないんですね、我々のほうに。フローチャートは作成してあるでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、大野委員さんから御指摘ありましたこのたびの立地奨励金を条例制定するというところで、事務フローのほうは内部資料ということで作らせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（大野慎治君） 大変申しわけございません。

本来なら我々のほうに提示していただかなければ、こういった流れでいくのかというのがわからないし、内部的にはわかったのかもしれませんが、本



来この条例を制定するに当たり、規則のほうも我々のほうに提示されていないので、規則のほうはできているのかできていないのか、お聞かせください。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今御指摘いただきました規則と事務フローのほうは、今から御用意させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 基本的に3年半前、北名古屋市さんが企業立地促進条例を制定されて、大変できのいいというか、すばらしい形だと思うんですが、その中に雇用促進奨励金だったり、障害者等雇用促進奨励金だったり、近くの北名古屋市さんでも3年半前に計画をつくって、条例をつくられていますが、そのような議論はなぜなかったのかというのを、本会議でも堀委員の質疑にもありましたが、もう一度詳細にお聞かせください。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほどのフローにつきましても、我々が議論を重ねてきたもののほんの一部かと思います。

建設部長も申しましたとおり、ちょっと長くなりますけど、プロジェクトは平成24年度から始めております。会議としては24年度に3回、26年度にありまして、ちょっと組織を改めまして3回、27年度に7回というプロジェクト会議を実施しております。その間には県が発行しています企業立地ガイドブックを見ますと、どこの市町がどういった助成をしているかというのが一目でわかります。それと比較・検討しながら、岩倉市としてどの形がいいのかということを決めてまいりました。その際には各委員の中で手引みたいなものを用意して、これまで資料として全部提出するつもりはありませんけれども、そういった検討を重ねてきた結果でございます。当然先ほどおっしゃられたように、雇用ですとか、雨水の施設をつくったところは補助するだとか、障害の方は補助するだとか、もろもろございました。

ただ、岩倉市の予算ですとか、そういう体力的なことも考えて、今回は固定資産税ということに決定したところでございます。固定資産税も3年間全額お返しするというようにしておりますが、これについても5年間にしているところだとか、一部にしているところだとか、もろもろございます。先ほど関戸委員が予算と言ってくださいましたけれども、新たな企業が進出してきた場合は1,500万ぐらい、それを3年間お返しするというのであれば、4,500万という額をお返しする。とんでもない額だと思うんです。ですので、これについては一旦入るものをお返しするという考え方、建設部長も本会議で申し上げていたと思いますけど、雇用とかそういったものは岩倉市の新たな負担になる。それについては、負担するのは市民であるということ。一企業さんのためにそこまでの奨励をしていくのはどうかという議論をした結果

でございますので、御理解いただきたいと思います。デマンドの1年間の経費、それが1,500万という額ですので、そういったことも勘案して岩倉市の体力に合う制度にしたつもりでございます。

◎委員（鈴木麻住君） 第4条のところに、奨励金を交付する対象企業という形で、新設の場合は1,000平米、増設の場合は500平米と。あと、投下固定資産総額ですか、5億円で、中小の場合は5,000万という縛りがあるわけですね。他市町で面積をこうやって縛っているところもあると思います。金額で縛りがあるところもあると思うんですけども、面積の縛りというのが中小で5,000万以上ということは大分ハードルは低いなと思うんですけど、面積1,000平米で縛るとなると、中小とか小規模企業が新設となると1,000平米の施設をつくるというのは、相当ハードルが高いのかなと。他市町で面積縛りを取っているところもあると思うんですね。

この1,000平米と、増設の場合は500というのは何を基準に制定されたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） まず、新設する工場の床面積1,000平米以上と、増設する工場床面積500平米以上というのは、どのようにして決めたのかということでの御質問だったと思いますけれども、床面積につきましては、奨励措置を設けているほかの自治体を参考にしまして、企業訪問時にいただいた御意見であったり、奨励の利用のしやすさを勘案して決定をいたしております。

◎委員（鈴木麻住君） その場合、奨励の利用のしやすさというお話なんですけど、逆かなと思うんですけども、中小の5,000万以上の規模ということは1,000平米の建物を建てようと思うと、大体1億弱建物だけでかかってくるというふうに私の経験からは思うんですけども、そこにいろいろ設備、機械、いろいろ設置すると、結構1億以上の投資になるというふうに思っているんですけども、5,000万と1,000平方メートルのギャップがあるのかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今御指摘ありました中小企業の5,000万円と、新設だと1,000平米、増設だと500平米、延べ床面積という形で示させていただいております。

先ほど新中須さんのほうから答弁ありましたが、こちらのほうは他自治体を見ますと、延べ床面積か、大体敷地面積ですね。土地の面積の対象要件をしているところが多くあります。本市につきましては、延べ床面積ということで、建物の延べ床面積ということで、例えば1階、2階、3階あったらそれぞれ延べ床という形になりますので、その合計の面積という形で設定のほ

うをさせていただきました。

今回、条例案ということでお示しする前に、事前に市内企業10社程度訪問させていただきまして、既存企業ということこちらの条例案ということでは新設と増設の奨励金の案をお示しさせていただいて、要件のほうもお示しさせていただきまして、それぞれ企業さんから意見のほうを賜って修正のほうをさせていただきました。当初は中小企業さんにつきましては、1億円ということでお示しをさせていただきまして、それぞれ御意見のほうを賜ったところをごさしまして、面積要件のほうもあわせてお示しをさせていただきまして、1億円はやはり少しハードルが高いのかなというような御意見がありましたので、他市町を見させていただくと、ほぼほぼ5億円と1億円のところが多かったんですけど、中には低いところで5,000万、6,000万というところもございましたので、本市の既存企業の状況を考えますと中小企業さんとか小規模事業者さんが多いということから、利用しやすさを勘案して5,000万とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 一般的に市街化調整区域の中では、高度先端企業系のほうが愛知県さんが早く承認していただきやすいということがあるんですが、これは他市町ですと先端企業系誘致というのを目的にした企業立地とかあるんですが、ちょっと戦略的なものが若干見えてこないのがわかるんですが、例えば運輸系や何かはインターから1キロ圏内だったらまだ可能なんですが、何をターゲットにこの条例をつくられたのか、基本的なことをお聞かせください。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 今回の奨励金を設けるに当たりまして、対象分野というお話ですけれども、既に奨励金の交付を実施している自治体を参考にしておりまして、対象分野を定めております。定めている自治体では、製造業であったり、次世代産業に限定したところが実際多いわけですけれども、本市もこのような分野の企業に来てほしいということで考えております。

さらに市内全域でより多くの企業を対象としたいということから、今回規則で製造業、ソフトウェア業、道路貨物運輸業、運送業、倉庫業、こん包業を対象とするということで考えております。よろしく願いします。

◎委員（堀 巖君） 基本的にさっきの質問に戻りますけど、議案説明は確かに全員協議会で行われました。

しかしながら、やっぱり本会議告示日で議案が出てきて、そのときに詳細設計である規則、それ以外のフローなり、その提示がないというのは、過去議会においてもあったんですけど、今回新規で、しかも目玉な条例で、そ

ういった詳細な規則以降のものが示されないというのは、多分異例ではないかというふうに思うんですけど、過去、やはりセットで議会のほうに出して、じゃないと審議できないです。きょうその資料、規則をもらったところで、やっぱりそれを読み込む時間って多分必要だと思うし、じゃないと本来細かいことの審査ってできないんじゃないですか。なぜ告示日のときに規則ができていない、そういう状況なんでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今回制定ですけど、一部改正も含めて議会のほうから規則を出してほしいということ聞いて、委員会に出しますというようなことで出させていただいていることがあると思うんですけど、当初上程のときから規則も一緒に議会のほうにお示ししたということは、ちょっと私の記憶の中ではないというふうに思っております。

それと、議会のほうにこの条例について御説明させていただいたのは、議案説明会の前の10月の全員協議会の中で、この条例の骨子については説明のほうをさせていただいておりますので、それは条例案ではありませんけれども、こういった条例の内容でつくりたいということはそれ以前に議会のほうにもお示しをさせていただいているということでもありますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 奥村部長、今、私が質問したのに何で須藤さんのほうを見て。

◎委員長（須藤智子君） 委員長だから。

◎委員（堀 巖君） だけど、普通は僕のほうを見て説明していただけるとこれからありがたいと思います。

それから、今のことなんですけど、過去に例がないということは私の記憶間違いだったというふうに思います。今後、全体的な話なんですけれども、それをこの総務の場で言うのはあれなんですけど、やはり慎重審議をするならば、条例案ではない全員協議会、全員協議会はいくまでも案の案ぐらいの段階ですよ。やはり議案が出てきたときは正式なやつなので、それに対する審査の材料というのは、議会にも示したほうが良いと思うんですけど、これは当局に対するものではなくて意見として言っておきます。

◎委員（宮川 隆君） 済みません。本来であれば本会議場で聞く内容だと思うんですけども、先ほど大野委員のほうから戦略的なものが見えにくいというような趣旨の質問があったと思います。

過去においてのそういう企業が進出するときの岩倉市としての対応というか、コンセプトを以前に聞いたときに、インターからの距離であったり、そういう国が示している条件に対して向こうが進出するという意思が見えた

きに、それをサポートするという対応で今まで来たと思います。

今回の条例制定に当たって、やはりある一定の場所をターゲットとして、そこにどうやってどういう企業を誘致するのかということが先ほどの答弁にもあったように、市民に対しての職場の確保であったり、市にとっての税収の増収であったりというところだと思うんですね。そういう部分でいうと、やはり今までみたいに受け身ではなくて、やはりもう少しトップセールスを含めた積極的な姿勢だったり、それからこういうものがあるんですよということをこちらのほうから売り込むということも大切だと思うんですけども、その辺の岩倉市としての対応のあり方というのは、今後どのようにお考えなのかをお聞きしたいんですが。

**◎建設部長（西垣正則君）** 今、宮川委員のほうからの御発言のとおりでございます。

前にも本会議、委員会等でお話をしていますけれども、やはり何回も言うようですけど、ここを新たに都市計画の、例えば工業系の用途にしましたでありますとか、ここを新たに企業用に造成団地みたいな形で基盤整備をしました。だから、このエリアにぜひ来てくださいというような形のものが、今、北名古屋市がやっている事業で、それですとセールス等もやっぱりいろいろ戦略があってできるんですけど、岩倉市の場合は今、南西部地域で企業誘致の検討ゾーンということで、地元の土地の権利者の方等の意見も伺いながら、例えば都市計画法の規制緩和でありますとか、また企業庁の工業系の基盤整備をやれないかというようなこともあわせて今やっている段階。その結果によって、また市のスタンスといいますか、今は当然公共事業でもないもんですから、各地権者さんに、こういうお話があるんですけど、土地を売ってくださいますかというところは、やっぱり行政としてちょっと足を入れることはできないと思うんですね。大体市としては、企業に来ていただきたいという方向性は、例えば地区の方に説明はできるけれども、それ以上のことはやっぱりもう少し検討するべきじゃないかなというふうに思います。

先ほど言いました例えば規制緩和のエリアだとか、企業庁のほうの事業をやるということになれば、そこはやっぱりもう少し行政も地域のほうに入っていけるんじゃないかなというふうに思っております。そんなような考えでおります。

**◎委員（宮川 隆君）** ということは、現時点では個々のターゲットというのは絞り込まずにこの条例を制定し、なおかつ企業が進出するときにはサポートするという、現段階ではそういうスタンスで臨むということでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 済みません、肝心なことをお答えしていなくて申しわけありませんでした。

ですので、今までは奨励金の制度でありますとか、そういう制度すらないような状況でございましたので、やはり近隣市町を見ると最低限そういう新たな企業に対する奨励金制度みたいなものを設けているので、都市間競争ではありませんけれども、最低限の制度はやっぱり必要だろうという判断のもとに今回条例案のほうを提出させていただいたということでございます。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの関戸委員の質問の答弁で、ちょっと腑に落ちないところがあるので質問いたします。

5年で2件という総合戦略との……。

[発言する者あり]

◎委員（堀 巖君） 4年でも5年でもいいけど、そういうスパンでの2件という目標値というか、そういう想定というのは、他市をいろいろ調べてみたところとの、岩倉市とそういう地域とか条件が違うわけですがけれども、それを鑑みても妥当な数字として設定されたものなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほど建設部長もおっしゃられたとおり、岩倉市として工業団地を何区画か用意できて、それでまだまだ誘致できてないところもありますので、それを全区画という目標なら立てやすいかと思えますけれども、今の他市町を見ると将来的な工業ゾーンというところに限定しているところもあったりする中で、岩倉市は全市という要件も緩和したところなんですけれども、近年の工業の進出状況などを勘案して、条件も先ほどおっしゃっていただいたように、投資固定資産額とか面積要件もあるので、どこの企業でもいいというわけではありません。こういったことも勘案すると2件ほどがあればという、新規の企業ですけれども、そういったものでございます。

あと、既存の企業さんについてもヒアリングをしたところで要件を緩和したところもありますので、そちらでの有効な活用もぜひしていただきたいなというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） もう1回確認します。

そうすると、24年からシステム設計を考えてきて、その後づけとして総合戦略のところにそういった書き込みをしたという順番の理解でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほども申しましたけど、総合計画の位置づけはありましたけれども、総合戦略については新たな目標値といえますか、施策の中で取り上げましたし、設置したものは後からということになる

うかと思えます。

◎副委員長（木村冬樹君） 基本的なことで私も済みません。

本会議の中で、この条例の制定についての資料としていただいている事前に配られた資料があります。制定理由の中の後段に、企業立地の促進を図り、本市の産業振興及び市民生活の向上に資するということを目的に制定するものということなのですが、市民生活の向上について議案質疑があり、それについてお答えいただいたというふうに思います。

企業立地についてメリット・デメリットというところが少し答えられたかなというふうに思っているところですけど、この条例の第1条の趣旨のところに、制定理由と言われている本市の産業振興及び市民生活の向上ということがないわけですよ。この辺は読みますと、とにかく企業の立地を目指すんだというところが見えてくるという感じがして、少し今の市民の生活の向上に本当につながるのかなという思いがするわけですけど、この趣旨にそういった部分を加えなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 企業の進出していただく市民生活の向上という意味では、固定資産税ですとか法人市民税の税収がふえるということ。それから、雇用が期待できる。新しく進出した企業さんでもやはり市内の人をたくさん雇い入れていますよですとか、工場が移転したことによって岩倉市に転入、かわってこようとしていただいている社員の方がいますよという話も聞きました。

それからあと市民参加ということ、企業も市民というふうに自治基本条例で位置づけておりますので、そういったこと。それから、今CSRと言われている企業の社会貢献、またその企業が特有の技術を持ったりしていると岩倉市の知名度のアップ、この企業というと岩倉市というような特定がしていただける、そういったもろもろな効果があるかと思えます。そういったものを付加して市民生活の向上という骨子のところはできております。趣旨については、そういったことは入れておりませんでしたけれども、奨励金というところが主でありましたので、そういった趣旨規定になった結果でございます。決して税収面だけということではないかと思っています。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。文章から読み取れということなのかもしれません。

それで、本会議でデメリットとして少し上げられた部分で、農地の減少だとか、あるいは先ほど規則の配られた中で、製造業だとか道路貨物運送業、倉庫業、こういったところでは騒音だとか、あるいは場合によっては大気の汚染だとか、こういったことも環境への影響が少し懸念される部分もあると

いうふうに思います。そういったことが本会議でも答えられたと思います。

今、市民の中でいろいろ低周波音に対する苦情だとか、こういったことも少し出てきていると思います。決算資料などを見ますと、騒音に対する苦情というのが結構な数字になってきているというふうに思っていますので、そういうところも含めまして、やはり交付対象の要件としての周辺地域への生活環境に適正な配慮を行うことというところは、非常に重要なポイントだというふうに思います。

それで、本会議の答弁の中では法律だとか他の条例によって規制がかかるだろうということだとか、あるいは指導要綱がある。これは強制力がないということではありますが、こういうことで規制がかかってくるのではないかとということではありますが、新しい条例を制定するに当たって、やはりそういったものというのは市民生活の向上に資するためには厳しい目を向けなきゃいけないのではないかなというふうに思うわけです。

そういう点で、もう少し具体的な生活環境の問題については、具体的な条文にすべきではないかなというふうな質問をさせていただいたわけですが、本会議の答弁だけではやはりその辺が保障されるものにはなっていないような気がするわけで、そういった点で具体的にどのようにそういう規制をかけていくのかという点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、木村委員さんから御質問がありました生活環境に適正な配慮の具体的なということで、こちらのほうは議案質疑の答弁でもありましたが、今、環境基本法というのが定まっております、そこで大気汚染とか、あと水質汚濁、あと土壌汚染、騒音振動にかかわって、環境上の条件ということで環境基準というのが定められております。こちらのほうは、今当然既存の立地していただいている工場等でも係っておるところでございますが、その環境基準は当然遵守していただくということがこちらの具体的な内容になろうかと思えます。

あとは、ほかにうちの市の環境基本条例というところで、こちらでも当然事業者の責務ということで、公害を防止し廃棄物を適正に処理するということと、あとは自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するということと、そういうのは市の条例もございますので、こちらのほうは当然遵守していただくということを条例で規定させていただく、第4条で規定させていただく生活環境に適正な配慮を行うことというようなことで守っていただこうかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 1点確認させてください。

工場等増設奨励金の中で、市街化調整区域の中で工場を増設するというの



は余り容易ではないというふうにお聞きしておるんですが、現実問題はちょっと会社名が違ったり、グループ会社が進出することはよくあるんですが、同じ会社で増設というのは現実可能なかどうかというのは、お聞かせください。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） 調整区域においては、御存じのとおり規制が相当厳しくなっておりまして、県の調整区域における立地の運用基準というものがございまして、その中で自己用の工場の増設とか、関連工場の増設というような項目が幾つかございまして、それに合致する要件がかなり細かく決められておりまして、それに合えば増設というのは可能になるというふうに判断しておりますのでよろしくお願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほど配られたフロー図を見ると、認定申請書の時期は工事着工の30日前になっているんですね。ということは、何か今一生懸命この条例を制定していただきたいという熱意が見えるんですけども、具体的に何か急がなきゃいけない案件とか、対象になっている物件があるのかなのか、その辺を教えてくださいませんか。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 今の御質問でございませけれども、特に特定の企業が進出するという急いでいるということとはございませぬ。

◎委員（関戸郁文君） 先ほど長谷川課長のほうから、予算規模1,500万で、3年間で4,500万というお話がございました。企業でいうと4,500万円の大バーゲンをやることになると思います。

このシステム設計の仕方についての質問なんですけれども、この4,500万を何年間で回収するような設計になっているんでしょうか。ただ3年間積んで、あと3年、つまり6年後で回収というような考え方ではないと思うんですね。教えてくださいませんか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 一例で申し上げましたので一例としてお聞きいただきたいと思いますが、その後についても土地については額は変わらないと。建物については減価償却をしていく。償却資産はかなり落ちていくということが見込まれますので、固定資産税に限って言えば緩やかに減少していく。3年間以降の4年ぐらいで回収ができるのではないかと思います。

あと、法人市民税ですね。企業の利潤によって生じる法人市民税は、新たに発生してくるところだもんですから、そういったものは単純には申し上げられませんけれども、先ほど言った例の企業であれば固定資産税額を上回るような法人市民税を納められております。

◎委員（堀 巖君） 私から動議の申し入れを行いたいというふうに思います。修正動議をしたいというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） ただいま堀委員より、岩倉市議会会議規則第80条の規定に従いまして修正動議が提出されました。

動議は成立いたします。

お諮りします。

修正の動議を配付する間、暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ御異議なしということで、休憩いたします。休憩の間に動議の文書を議員の皆様へ配付してください。

（休憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

提出者の説明を求めます。

◎委員（堀 巖君） ただいまの質疑を聞いておりますと、本会議の中でも市民生活の向上とは何かという話がありました。この当局の答弁でも雇用が期待できるという答弁があったところでございます。

やはり他市の既に先進地の事例であるとか調べてみますと、ほとんどのところがやはり雇用のことに触れて条例や要綱になっているというふうに思います。また、12月2日の全員協議会で説明されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも雇用の創出というのが色濃く打ち出されております。それとのバランスをとることが大事であって、これから一生懸命力を入れてやっていくという5年間の大きな計画と、この条例との整合性を図るためには、やはり雇用ということに触れておく必要があるというふうに思います。

また、条例の中では予算の範囲内ということであって、先ほどの1,500万掛ける3年の4,500万という具体的な数字に条例では触れているわけではありません。この修正案は、直接的に額を規定しているものではなく、またふやすものではないと思います。ただ、さっき当局の答弁にもあった雇用がふえるだろうと。そのふえるだろうという雇用が市内か市外かというところの、どうせ雇うんだったら市内の人を雇おうというインセンティブを働かせるための条文であるというふうに思います。

ですから、ほかの自治体の先進事例を見ると、限度額が定めてあったり、1人10万円というところが多いというふうに思いますし、障害者を雇ったときには20万なり30万というところもあります。そういったところの制度設計に議会として言及するわけではなくて、それはやはり当局の中で総額を抑えて、全体の企業立地のほうの、例えば2年目にその分を減額するとか、そう

いったことで予算をふやさないほうにするのか、それともある程度の予算を確保して雇用のインセンティブをもっと働かせるのか、そこら辺は修正案で触れているところではございませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） 修正案を読み上げてください。

◎委員（堀 巖君） まず、第1条、ここは奨励金が雇用というふうに言いましたので、第1条中「新設」を「新設及びそれに伴う雇用の拡大」に改めるといふものです。

そして、第3条に次の1号を加えるということで、雇用促進奨励金というのを新たに加えるという修正です。

次に、第4条にその加えたことによって、その説明ということで3項に追加をいたします。3. 前条第3号に規定する雇用促進奨励金の交付の対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当する企業とする。第1号として、工場等新設奨励金の交付を受けること。第2号として、操業開始日の日の1年前の日から起算して2年の間に、岩倉市に住所を有する者を新たに雇用し、継続して1年以上雇用していること。ただし、雇用された者については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者である者を除く。）に限るといふことで、短期や日雇いじゃなくて、ちゃんとした人を雇用した場合に限り奨励金を出すといふものでございまして、先ほどのフローでいくと立地の奨励金より後になってくるというふうに思います。ですから、そこら辺の申請や交付を出すところのタイミングについては、また規則のほうできちんと細かく詰める必要が出てきますけれども、それは間に合うといふふうに踏んでの提案でございまして、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（須藤智子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案に対し、精読のため10分間休憩したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、10分間休憩いたします。11時15分から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎委員（鈴木麻住君） 修正動議の中で、1条中の中に「新設」を「新設及

びそれに伴う雇用の拡大」に改めるとあるんですけど、そもそも雇用を重要視するというのであれば、増設をなぜ外すのか。増設で新たに企業を拡大しようとしているということは、当然雇用もそこで生まれると思うんですけど、なぜ増設を外したのかよくわからないんですけど、ちょっと教えてください。

◎委員（堀 巖君） そもそも当局側の説明の中で、目標数値みたいなところがさっきありましたよね、何年に2件とか。そういうところの新たに進出するところの目標数値の設定しかなかったの、増設についてはまだ見えていないところなわけです。増設にすると、やはりさっきなかなか調整区域のところ想定しにくいという話もありましたけど、イメージが、やはりもともといる人を流すとか、新たに工場をつくるとか、そういう起業する場合に人を雇うという効果が大きく生まれてくるというふうに考えて、他市の事例も見ながら増設の部分というのは外したということでございます。

◎委員（鈴木麻住君） その趣旨はわかるんですけど、1条のところで増設という文章をなくしてしまって、2条のところで増設というのが出てくるんですよ。それでいいのかどうかということですけど。

◎委員（堀 巖君） もともとこの条例全体をさわるというわけじゃなくて、この条例を生かしながら今回雇用ということを、先ほど申しあげましたように、まち・ひと・しごとの総合戦略とのバランスを考えての入れるということなので、そこの大きく趣旨を変えるということはありません。

◎副委員長（木村冬樹君） 増設を外すわけじゃないです、1条のところの。だから、「新設及びそれに伴う雇用の拡大または増設に対する」という1条の流れになるというふうに思いますので、ちょっとその点だけ発言をさせていただきました。

◎委員（大野慎治君） 細かなところで、お隣北名古屋市さんも大企業は5名以上とか、中小企業は3名以上、小規模事業者は1名という金額のことも、そこは当局に投げるとするのはちょっと無責任かなと。

そこのところの細かなところは条例に追加した後の規則というのは、今規則は我々いただいておりますけど、ここの部分に関してのところを決めてあげないと、条例はつくったけど規則は任せますという話なんではないかな。

◎委員（堀 巖君） もともとこの岩倉市の今回の条例というのは、言葉は適切ではないかもしれませんが、粗いと思っています。

つまり条例の中で、本来私は金額も定めるべきだと思っていて、もし定めるとすると、また修正の仕方も違うんですけど、私が参考にしたのは中津川であるとか扶桑であるとか、インターネットでほかのところを調べており

ますが、やはり条例事項でないからこそこういう修正の仕方になったという説明にとどめたいというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 今回、こういった修正案が出てきた中で、細部の設計は当局任せのような形になっているんだけど、それに対してどのような考え方、そしてまた出てきたことに対しての思いをちょっと聞かせてください。思いというか、反論でもいいんですよ。思いという言い方であえて言ってもいいんですけど。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 10月の全協のときに骨子を示させていただいて、企業を回りました。そのときから一部修正をしております。

それは既存の企業さんからは、この条例の奨励策は新設のところに厚いねと、既存のところにはちょっと優しくないということを伺いまして、先ほど鈴木委員からも御指摘があったところですが、費用の面を緩和しました。もともと全協のときは1億と言っていたものを5,000万に下げました。

あと増設の部分では、既存の企業さんはほかに土地を買って増設するというのを条件にして、500平米以上増加するというのを条件にしておりましたけれども、なかなか厳しいと。建てかえでもうちはよいというふうに、ここを改めております。要は500平米の建物を壊して、そこに500平米の建物を建てるというのは増設にしようという定義をしております。そういう改めをしました。

今回、また正式に条例ができましたら、お話にも来ますと。骨子を示しながらお話ししたんですけど、そういったときにじゃあやっぱり新設だけまた雇用の条件をつけるんですねということを言われるのは厳しいなというふうに思います。先ほどおっしゃっていただいたように、増設のところ。それから岩倉市については、小規模事業者というところが9割を占めております。この条例に当てはめられない、そういったことができない企業、商店さんがたくさんあります。なので、大規模な新築だけのところで雇用の奨励金を出すということには、もともとプロジェクトの中でもやめておこうというふうにししましたところなんです。これが可決されて条件というふうになってくれば、さらに新設の企業だけには何百万単位の奨励金が行くというところについては議論がございます。

◎総務部長（奥村邦夫君） 先ほど規則については、当局にお任せするというようなことをいただきましたので、少しその辺で御質問したいと思います。

これについて、例えば奨励金の額については、先ほど千葉県を参考にされたと言われて、今、扶桑町も見ましたと言ってみえたんですけど、扶桑町は奨励金15万出してみえるんですね。金額については、検討する必要があると

思うんですけど、先ほどの説明の中で予算については多分予算の提案権というのは市長しかないものですから、そのことを少し配慮されて、現行の中でというようなことで、例えば雇用促進奨励金を出す場合はほかの補助金を削ってやるというような提案をされましたけど、そうしますと雇用促進奨励金を出すときに新築の補助金をその分減額をして出すというようなことになると、確かに予算はふえませんが、結果的に奨励金で出す補助金としてはふえてこない。企業としては受け取る金額って一緒になってしまうので、余り効果がないのではないかなというふうに思うんですけど。それで、そういう趣旨でよろしいですか。

◎委員（堀 巖君） 予算の提案権とか、そういうことに気を使ったわけではなくて、議会は増額の修正はできます。できますけど、今回は規則に全部委ねられちゃっているんで、条例事項としてじゃなくて規則の中で金額とか定められています。だから、議会の権限として及ぶべきものではないという説明をしたというふうに理解をしてください。

2点目、結局受け取る額は変わらないということなんですけれども、さっき説明したように、そのときに市内の雇用者を選ぶか、市外の雇用者を選ぶかというところでのインセンティブを働かせるためのものであると。総額ふやすふやさないというところは、やっぱりそこら辺は今回はもしここで額が条例に定めてあれば、修正案として具体的に1人10万円掛ける幾らというふうに条文を修正案で増額修正を出すこともできます。だけど、定められていないので、規則で委ねられているからそういう修正ができないということに理解をいただきたいというふうに思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） そうすると、新築と増設の補助金というのは3年間固定資産税全額をお返しするということは、規則は今お示ししますが、そういった説明をさせていただいていますが、それを堅持しながらこれをやろうとすると、その財源というのはいわゆるプラスアルファになってくるということになってしまうんですけど、そういったことでよろしいんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） そこまでを縛っているわけではないということですが、今回の修正は。逆に縛れないじゃないですか、条例じゃないですから。違いますか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 要は、規則の中にうちが減額してこれを出しますというふうに入れてもいいということですか。

◎委員（堀 巖君） それはいいです。

◎総務部長（奥村邦夫君） わかりました。

◎委員（宮川 隆君） ちょっとイメージがはっきりしないのでお聞かせ願いたいんですけども、今の前提としてはいただいたものを返すというのが大前提になって設計されているわけですね。

それに対して、雇用に関する奨励金を、市内雇用をする場合に、例えばいただいたものを100とした場合に、金額は別としても、そのうち例えば10%の金額を限度として市内から雇用した場合においては、それも含めて100にしますよ、市外から雇った場合はお返しする金額を90ぐらいにしますよというような、要は総額の中の割合をどう考えるのかによって、市内雇用をどう誘導するのかということを目指しているのかどうなのかというのが、ちょっとはっきり見えないので、その辺のイメージというのはどのように捉えられているのでしょうか。

◎委員（堀 巖君） もともといただいたものを返すということではなくて、関戸委員からの質問にあったように、何年スパンで元を取るかという発想が大事だと思うんですね。ですから、例えば今回増額するとします。僕としては増額してもらったほうが個人的にはいいと思っています、ある程度は。それで何年間市民が潤えば、それで十分効果はあったというふうな評価でいいじゃないですか。それをもらった分返せば、それで効果が上がっているというふうに捉えるのか、何年スパンでの効果を見るのかというところで変わってくる、それだけの話だというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 他市町の雇用促進奨励金というのは、原則は上乘せじゃない。上乘せで払っていて、こんなのやりとりするという話なんか、それは奨励金ではないというふうに考えるんだけど、どのように堀委員は考えているんですか。これさっきいいんだと言っちゃったけど、どういう考えでこれを出されているんですか。

◎委員（堀 巖君） 趣旨としては増額のイメージを持っています。

ただ、予算の範囲内というふうに条例でうたっていて、岩倉市の財政が厳しいことも重々承知しているので、そもそも全額お返しするという設計自体を若干いじってもいいかなということで、ちょっとつけ加えた説明をした、そういうことをございます。

◎副委員長（木村冬樹君） 委員間討議をさせていただいたほうがいいかなというふうに思っているんですが、皆さんどうでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 自由討議をしてほしいという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、委員間の自由討議に移ります。

◎委員（堀 巖君） やはり愛知県でそもそも後発部隊で岩倉市がやるわけで、その中で余り見劣りするようなものではいけないというふうな考えも成り立つと思うんです。

限度額もそれは規則事項でありますし、額については全て。例えばよそが15万あって岩倉が10万だったら、それはなかなか比較したときにどうかなというのもあると思うんですけど、そこら辺を全て今回の修正案の中に説明としてはこうしてほしいというのがあるんですけど、盛り込むことはできなかったもので、こういう大まかな修正みたいなところでとどまってしまっていますが、個人的にはイメージとしては見劣りせずに、しかも雇用というのを総合戦略とバランスをとりながら打ち出し、岩倉はこういうのがありますよというふうにちゃんと見せても恥ずかしくないというか、見劣りしないような新規条文にしていだきたいなという思いでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） 雇用に対して奨励金を設けていくことは、私も基本的には賛成です。ただ、新設だけというところにもやはりひっかかりがあって、増設に伴って新規雇用がふえれば、それに対しても奨励金を出すべきではないかなというふうに思うこともあります。

また、今の議論を聞いていると、やはり調整が不足しているなという思いがどうしてもあって、もっともっと当局も含めてきちんと議論をした上で規則をどうしていくのかということも含めて少し議論した上じゃないと、ちょっと無責任な対応になりかねんというふうに思っていますので、形はどうするのかちょっとわかりませんが、原案を通して附帯決議をつけるのか、あるいはもう少し議論を深めて、この議会で加えてしまうのかというところはもう少し慎重に対応しなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っています。

基本的には、現実的なことを考えると、やはり原案を通して附帯決議をつけて、後日の議論を経て一部改正につなげていくということが、やはり当局も含めてすっきりする対応ではないかなというふうに僕は思うんですけど、そういう点について皆さんの意見をお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（須藤智子君） どうでしょう、皆さん。木村さんの案について。

◎委員（宮川 隆君） 僕も木村さんの意見にはおおむね賛成なんですけれども、要は迷ったときって僕は絶えず原点に戻るように心がけているんです。

今回の条例の本来の趣旨というのは、積極的ではないにしろ、岩倉市に企業を誘致して、それで新たな雇用もしくは税金だとかという部分も当然含まれていると思うんですね。その中で、雇用の奨励金を入れることによってどうなるのか。また、例えば市内外の業者に対してどのようにアプローチする



か。ほかの市町の条例と比べて、うちはここがいいから来てくださいよというものを示して初めて来ていただけるんだと思うんですね。

反面、余り過当競争の中に巻き込まれてしまっても、財政力のあるところとないたころでは、やっぱり言っちゃ悪いですけども、あめの部分を大きくし過ぎて、岩倉市の規模にそぐわないものをしてしまうと、それこそ意味がないというか、本末転倒の結果を招きかねない。結構この辺のさじかげんって微妙だと思うんですね。

ですから、冒頭言ったように市内の雇用を極力確保したいというのは、僕としてもすごく賛同するところなんですけれども、その手法というのがどういものが一番のベストなのかというのが、何かイエスカノーかと今の段階で言いづらい状況にあるような気がするんですけど、その辺が何かすっきりしないんですよ。何かいい知恵があったら。

◎委員（大野慎治君） 私も木村委員がおっしゃったように、細部のところを当局に投げるといのはちょっとよろしくないんじゃないかと思ひまして、当局と交えてもう1回附帯決議という形で雇用の促進の部分を考えていって、よりよいものをつくっていくという形のほうが、予算的な問題も若干ございますが、操業後2年という話で、まだすぐその会社が操業するわけではないもんですから、まだ時間があるので、附帯決議の形の上で当局と交えてよりよいものをつくっていくといったほうが僕はよりよいのかなと。規則とか何か決まっていますからね。金額も何も決めないまま条例だけつくるといのは、趣旨には物すごく賛成しておりますが、現段階ではちょっと時期尚早なのかなという考えです。

◎委員（宮川 隆君） 今、附帯決議というお言葉もあつたんですけども、本会議場で要綱には強制力がないということから、やはり条例にちゃんと載せるべきだろうという質問、答弁があつたと思うんです。

同じように付帯決議には強制力がないですよ。だから、その辺の当局が出してきたものには強制力がないからだめだと。でも、議会が出すものに関しては強制力がなくてもいいというのは、当局側も我々が言ったことに関して全く無視するなんてということはないとしても、でも何かその辺の矛盾を感じるんですけど、その辺をどう整理するかですよ。

◎委員長（須藤智子君） これいただきましたね、規則。これをこの中に金額、雇用の奨励金を入れるという考えはないんですかね。この修正動議を出された後。それもできれば議会のほうと相談しながらやっていただけるとありがたいんですが。

◎副委員長（木村冬樹君） 現状をきちんと把握しようと思うと、やっぱり

長谷川課長だとか、奥村部長がおっしゃられたことが修正動議に対して意見が出されたと思うんですね。ですから、こういう点でここで議会がごり押しして通してしまうということは、後に禍根を残すことになるものだから、やはり方法としてはもう幾つかしかないと思うんですね。

だから、さっき言ったように原案を通して附帯決議をつけて、真摯に話し合っただけで規則なり、次の議会かわかりませんが、後の議会で一部改正をしていくという方法。それから、これを一旦継続審査にすることだとか、そういう形にしないと、やっぱり禍根を残すようなことをしてはいけないというふうに思いますので、もう少し慎重な議論の場と時間を確保する必要があるというふうに思うものですから、性急にきょうここで規則に加えろという形には、多分今の議論としてはならないと思うんですよ。だから、その2つぐらいしかなくて、ただ企業立地という今回の大きな条例ですから、目玉の条例ですから、これは流すということにするよりも、ここは附帯決議で原案で可決をさせて、あときちんと話し合うということはここできちんと約束してやっていく方法しかないんじゃないかなというふうに思うんですね。執行機関側ときちんと調整をしていく立場に立つならばと思います。

◎委員（相原俊一君） 今、副委員長の言われたように、例えば継続審査にした場合、岡さんのほうから具体的な案件はまだあるようなないような、はっきりしなかったんですけど、継続にすることによって失うものってありますか。具体的に教えていただければいいんですけど。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 失うものといいますか、今回条例を見ていただきますと、通常ですと日付を設けるところではありますけど、今回は公布の日から施行というようなことでさせていただいております。

その一つの理由といたしましては、先ほどフローをお配りいたしました、着工届を30日以内までに出さないといけないというような形で例文をつくっております。そうしますとこの部分がおくれてきますと、結局着工してしまうと条例上、あとのほかのことが条件に合うところの企業でも、その分が要は奨励金を受けられなくなるというところは出てくるんじゃないかなということで、今回私たちが公布の日からということで、少しでも対象の企業をふやすには一日でも早く条例として通していただいて、そうするとどうしても30日以内ということで、おくれてしまうと、例えば2月に着工しようと思った方については30日以内ということなので、出していただくと対象になるんですけど、そうするとおくれてしまうとその分が対象になってこないというところはあるかなというふうには思います。そういった意味では、機会が失われるということにはなってしまうのかなというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） 今後の議会運営のことにも絡むんですけれども、趣旨は賛同できると、雇用が大事だと。

ただ、詳細設計において議会が及ばないところについてもちゃんと当局と詰めて修正を出さないと、今後通らないというか、それは議会の意思として成立しないなということになると、非常にハードルが高くなるような気もするんです。ただ単に皆さん議員というのは、それぞれ一人一人の立場があって、考えがあって、当局と、これ政策ですのですり合わせをする必要はあると思うんですけど、そこら辺の仕組みが附帯決議でいいのか、僕の中では理解できないので、いい方法があったら教えてください。

◎委員（大野慎治君） ただ、今回の場合は上乘せ交付なのか、減額交付なのか、それさえも決まっておらず、そういうところをよりよく議論していかなくちゃ、当局側と考え方が結果的に違ったといったときに、何にもよりよくない結果になったときは、よりよい結果をお互い理解し合った上でつくっていったほうがいいと思うので、今回予算にかかわらない条例であれば、僕はそれでもいいのかなと思いますけど、若干予算にかかわることなんで、その辺のところはもうちょっと深く議論を、このことはハードルが高くなると言われるけれども、予算がかかわってなければ、金額も決まっておらず、そういったところの部分を詳細に詰めていくといった形のほうがいいと思うので、企業さんが来られるので継続というわけにはいかないんで、僕は個人的には一旦原案を通して、当局ともう1回附帯決議なり何なりして話し合っていくと。よりよいものをつくっていきましょうというのがやっぱり一番いいんじゃないかなとは思っています。

◎委員（関戸郁文君） 議論を深めるための資料というのが必要だと思います。例えば今いろいろな人件費の、堀さんが提案されたものをやると大体幾らぐらいかかって、それを回収するのに何年ぐらいかかるんだというのが全くわからない状態で議論できないと思います。

ですので、先ほど1,500万という話がありました。1,500万を3年間で返しますと。それぐらいの規模の会社 came たら、大体何人ぐらい岩倉の人が雇われて、大体何ぼぐらいかかるもんなのかというものがあって、それを何年間で回収して、岩倉市はそういうふうになるんだというのがわからないと、議論できないと思うんですけど、そういう考えって間違っていますか。

◎委員（鈴木麻住君） 今のお話は、要するに企業が来てからの話なんですよ。来なかったらゼロなんですよ。来て、固定資産税を3年間免除しようという話なので、ゼロか3年間返すかという、そこからのスタートなんですよ。3年後から入ってきますよという話で。それから、先端企業とか外

から来ますよね。そのときは岩倉にその技術がある雇用者が何人おるかによって、全然違って来るんですね。だから、当然一緒にどこかから連れてくるということが、要するに手狭になってこっちへ来るよということを前提にしないと、だから岩倉で雇用できる人数は想定できないと思います、今の話は。

だから、そういうことを前提に話をしていかないと、何年後にどれだけ回収じゃなくて、来なかったらゼロだよということを考えないと、物事って全然違うのかなと思います。

◎委員（相原俊一君） 今の関戸さんの話もよくわかるんですけども、ただ岩倉市の立場って、私はこう理解しているんです。先ほどどなたかおっしゃったんですけど、都市間競争にも1周おくれだと思っていました。これができることによって、初めて同じ土俵か、まだおくられているよという感じだと思うんです。

だからこそ、関戸さんのそういう考えも確かに必要かもしれないんですけど、都市間競争にようやくついていけるかなという感じだから、私個人としては早いところ成立させてほしいとは思っているんです。

◎委員長（須藤智子君） 条例をね。よりよい条例にするということで、そういう雇用も入れたいということね。

ほかによろしいですか。

◎委員（関戸郁文君） 私は決して反対しているわけではなくて、賛成しています。よりよい方向になることは大事だと思います。

ただ、歯どめという言葉は悪いんですけども、めっちゃめっちゃにふえちゃって、どうにもこうにもマイナスになってしまうというようなプランじゃなければいいと思います。そのプランがどういうふうに判断するか。例えばもっと補助金を出してもいいんじゃないのかとか、そういう議論。だから、15万だとか20万とか50万とかあると思うんですけど、もっと出してもいい議論かもしれないじゃないですか。それがわからないということを申し上げたいんです。

◎委員（大野慎治君） 愛知県さんでちゃんとデータがホームページで公開されておりますので、我々が勉強しなきゃいけない部分がどうしても各市町のが全部データで出ていますので、その辺のところは愛知県の基準、近隣市町の基準を調べた上での議論をしないと、やっぱりちょっと好ましくないのかなと、今のはね。

◎委員（堀 巖君） 私も愛知県のことは細かく勉強していないので申しわけなかったんですけども、じゃあ大野委員はこの雇用奨励金について何万円ということが適切だと、全体を見回してみてもうお考えですか。

◎委員（大野慎治君） 北名古屋市さんがお隣で、20万だったかな。扶桑町が今ぱっと出てきませんが、15万。少なくとも近隣市町に負けないような制度設計は必要であると思います。

雇用促進奨励金にしても、雇用していただかなかつたら払えないもんですから。払う必要がないので、できるだけ雇っていただいたら払うという奨励金なんで、あってもいいのかなとは思いますが、その金額の制度設計というのはやっぱり近隣市町や愛知県内の情勢を見ながらつくっていかなきゃいけないというのは考えています。ただ、そこまでのデータを皆さんが今共通認識がないままこれをつくるというのは、時期尚早かなと思います。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっとどういう落としどころをつけるかなというところだというふうに思っていて、これまでも昨年であれば予算の修正案が出て、それは減額であったもんだから繰越金で調整するというような案だったと思うんですけど、今回の場合はやはり増額しないと意味がないというところなもんですから、その辺でやはり執行機関側と調整が必要であるというふうに思うのが1点。

それから、これまでも例えば住宅リフォーム助成制度をつくったとき、議会のほうで請願を採択したという関係で、後にプロジェクトチームをつくって執行機関側と協議をして、執行機関側が進めている政策を加える形で一つのものをつくっていたと思います。最終的には余り当初の目的を達成したとは思っていませんけど、そういうふうな形できちんとプロジェクトなり、議会の何人かが参加するような形で当局と詰め合わせるような、そういう調整の場をきちんと設けていくという附帯決議をつけることではないかなと私は思います。これは強制力がないといっても、やはり正式な場での議論であり、附帯決議でありますので、そこは真摯に対応していただくということで、そういう形でできるというふうに私は思っております。以上です。

◎委員長（須藤智子君） 附帯決議をつけるとなると、修正動議はなしになる。

◎副委員長（木村冬樹君） とりあえずは修正動議は出されて原案可決からとにかくお昼になるから、1回休憩しようか。

◎委員長（須藤智子君） 済みません、委員の皆さん、もうすぐお昼になりますので自由討議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いがいかでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、まだ自由討議の最中ですよ。

お昼1時10分より再開いたします。

(休 憩)

◎委員長（須藤智子君） 時間が来ましたので、休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

お諮りいたします。

委員間討議の途中ですが、この議案をそのまま別の日にまた審議するというので、次の議案に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 済みません。昼1時間の間にもう1回考えてみました。何か話がすごい複雑になっていってしまっていますけど、くどいようですがもう一言だけ言わせてください。

そもそもこの条例は、別に要綱でもよかったわけですよ。補助金や交付金の類いというのは、別に条例で定めなければならないというふうにはなっていないなくて、市長の裁量権の範囲で創設できるわけです。それをあえて条例という形で当局が出してきてくれたからこそ、議員が知り得て、それに口を挟む。議案として出てきたもんだから、意見を言えるということになったわけですね。私が言いたいのは、細かい額、15万なり20万にするというところは、やはりそこは市長の裁量権の範囲で、裁量権に属することで、議会側がとやかく言えないものだと思っています。このことに関しては。だから、条例に入っていないわけで、条例に入っていれば議案として口を挟むことはできますけれども、ですから雇用の創出、説明があったように市民生活の向上というところが本会議でもあったように、市民にちょっと足りないところがあるよねというところから始まった話なので、もう少し単純に考えたほうがいいと思います。議会が言えることは、僕はだからこそ雇用の奨励金をつけ加えたほうがいいんじゃないですかというところにとどめた、そういうことなので、あとは膨大な資料でこれまでずっと研究を重ねてこられた執行機関側、市長の裁量権で決めていただければ何ら問題はないというふうに私は思っていますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 問題点を整理するというので、ちょっと発言をさせていただきますが、恐らく議員の皆さん、雇用に関する奨励金を設けることにはほぼ賛同しているというふうには思っています。

ただ、方法の問題で、新設する工場の場合の新規雇用のみという形も残しているというふうに思っているもんですから、先ほど秘書企画課の課長がおっしゃったように、やはりそういうところに限るといろんな意見が出てくるということも考慮しなければいけないということだと私は思っています。これも一つの検討課題だと思っています。ですから、きょうやはりこれ以上議論してどこまでやるかというのは難しさがありますので、別の日に移して改

めて議論をするという形でいいというふうに思うんですけど、問題点の整理だけはきちんとして、どういう形で落としどころをつくっていくのかというところになってくると思いますので、これは期間が少しありますので議員間で十分議論をして進めていきたいというふうに思いますので、副委員長としてそのことも含めてきちんとしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎委員長（須藤智子君） それでは、この議案第76号につきましては、後日別の日に審議するということをお願いいたします。

続きまして、議案第77号「岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと確認のために質疑をさせていただきますが、法律の施行によって公務災害による年金としての損害補償と休業補償、これと当該公務災害と同一の事由により支給される障害共済年金との調整規定ということで、それを改正するというものであります。新旧対照表を見て、なかなかわかりにくいんですよ、これ。この改正によって、今までとどう変わるのかというところが、そのことをぱっと言っていたほうがすぐわかりやすくなるなというふうに思うんですけど、具体的に何か公務災害に係る年金の支給について額などが変更されるのかどうか、そういう点について少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず、新旧対照表の件で少しお話をしたいと思うんですけども、それぞれ補償年金の中に6つありまして、よく見ただくと、上3つと下3つが入れかわっているという状況のみでございます。

具体的に言いますと、旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金保険法がそれぞれの年金の上3つと下3つが入れかわったという状況になっておるということで、具体的に内容としては変わっておりません。

今回の改正はどういったものかという質問でございますが、今回の改正では地方公務員共済制度創設、昭和37年に創設されておりますけれども、それ以前に年金機関より追加費用対象期間がある職員、いわゆる恩給をもらっていた方のことをここで言っているんですけども、そのような方が被用者年

金の一元化法によって従来は条例で調整をされていなかったんですけれども、一元化法によって今回この条例のほうで減額の調整がされるようになったというものでございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はありませんね。それでは、ここで採決に入ります。

議案第77号「岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 議案の説明資料としていただいた部分の主な改正内容というところの(2)の部分の少しわかりやすく説明していただきたいんですが、いわゆる特殊公務災害に係る年金の場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いるということで、支給額を増額するという方向での説明があったと思うんですが、なかなかそれを新旧対照表のところで見っていくとわかりにくい部分もあります。ケースによっていろいろ変わるというのはわかるんですけど、どのような形で消防団員の特殊公務災害の場合の支給額が変更になっていくのか。少しわかりやすく、具体的に説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主査（伊藤孝夫君） まず第1点目に特殊公務災害ということなんですけれども、いわゆる一番近い過去であれば東日本大震災のような大規模な災害の場合は、特に高度な危険が及ぶんじゃないかという活動に



対しては、特殊公務災害が認定されるものというふうにしておりまして、実際東日本大震災のときの犠牲に遭われた団員さんの方々は全て特殊公務災害ということで認定をされているところでございます。

今回、新たにこれまでの調整率とは別に特殊公務災害として認定された場合は、他の年金と併給する場合にはその調整率を多少上げるんだよという内容になっておるわけですが、具体的にこういった場合は幾らだとかというところについては、補償基礎額というところをまず基礎として計算をいろいろしていくわけですが、これについては階級と勤務年数によってまず額が設定されておりまして、さらには認定された障害の程度、何級なのかというところですね。プラス、あとは扶養親族が何名見えるのか、また年は幾つなのかというところで計算の方法はさまざまということになるわけですが、いずれにしても今回の改正の内容というところでは、例えば特殊公務災害に当たらない公務災害に認定されたものに対して、特殊公務災害だということを認定されると、これまでの調整率より少しよく調整されるよという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。次に、採決に移ります。

議案第83号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号「財産の交換について」を議題といたします。

当局の説明はどういたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略いたします。

続きまして質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 事業者さんのスターキャット・ケーブルネットワー

ク株式会社の事業用地というのをわかれば資料として示していただきたいんですが、今すぐなければまだ後日でもいいんですが、突然言いましたんで大変申しわけございません。どういう形の用地なのかという。

なければ後日議員全員のほうに配っていただければ、僕はそれで構わないんですけど。

◎委員長（須藤智子君）　すぐ出なければ、後日また委員のレターケースのほうへ入れておいてください。

説明できますか。

◎維持管理課主査（竹安 誠君）　用地の図面につきましては、こちらのほうでありますので、また改めて議員さんのもとには配付するようにいたします。

◎委員長（須藤智子君）　じゃあ、そのようにお願いいたします。  
ほかに。

◎委員（堀 巖君）　本会議で櫻井議員から質問があったことの繰り返しにはなると思いますが、等価交換という意味がやっぱりいまいちのみ込めません。市が得するからいいやじゃなくて、市の財産が評価なりがこうで、民間の土地の評価がこうで、それを数値として比べた場合に全くイコールということは非常にまれだと思うんですね。ですから、等価交換ではなくて、市が得するからいいよという議案ではないんでしょうか、厳密に言うと。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　本会議でも総務部長のほうから答弁があったかと思いますが、水路の機能の補償による、私どもとしては等価交換と考えているということでございます。

参考までに評価額も机の上ですけれど、出させていただいていますので御紹介させていただきますが、近傍宅地ということで考えましたところ、路線価として取得する土地、供する財産いずれもですが、3万7,200円ということございました。こちらに取得する財産のほうは47.61平方メートル、そちらに0.9を掛けたもの、159万3,982円というのが取得する財産ということなんです。

供する財産のほうは、先ほども申し上げましたが、単価としては路線価は3万7,200円とかいうことで、こちらは30.73平方メートル、0.9を掛けたものが102万8,840円ということがございますので、確かに私どもは得しているというか、そういう議論はあるかもしれませんが、私どもとしては水路の機能補償ということもありますので、等価ということで考えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君）　その「私どもとしては」というところがちょっとひ

っかかるんですけど、それを決めるのは法律でそういった場合は等価交換と呼ぶというふうに決まっているということなのか、誰の判断で等価交換という言葉を使ったということになるのでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 評価するにはいろいろな要素があると思います。今言った一つの事例で、資産価値としての評価という、一般的に言うと多分坪幾らだとか、そういうような要件になるんですが、今回それも参考にはしていますけれども、こういう開発に伴う交換につきましては、あくまで機能補償ということをして市としては重視をして、工事費用等もかかりますよね。その分は当然原因者負担だよということで、機能としての等価価値。排水を所定の位置から所定の位置までに流すという機能ですね。そのための土地交換ですよという解釈をしていただきたいと。

◎委員（関戸郁文君） 機能としての等価という概念ですね。価格としての等価ではなくて。

追加で記するとすれば、機能としての等価を交換したということになる。

◎建設部長（西垣正則君） 先ほど堀委員のほうから、法的にどういう記載の仕方があるか、そこのところはいま一度確認をしなければいけないところですけど、今の御質問に対しますと、市は今回の場合は機能でやって、仮の話なんですけど、逆に今度市の用地が足らなくなるのか、そういう場合は機能だけではなくて、一定の土地の価格というものも先方の開発業者さんに御提示をして、必要な買い取りをしていただくというようなことで事務処理のほうをやっています。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第90号「財産の交換について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第90号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、陳情に移りたいと思います。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

次に、陳情2件が本委員会に送付されておりますので、この陳情の取り扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

お諮りいたします。陳情2件についての取り扱いを、10号と11号。どうでしょう。

◎副委員長（木村冬樹君） 陳情の10号につきましては、その後の情報収集の中で、名護市の市議会や名護市としての対応、あるいは沖縄県の対応とは異なった対応を求める陳情になっております。

それで、少数意見を大事にするということも必要なんでありますが、国において行われようとしている問題について多数を占めている沖縄県民、あるいは名護市民、名護市議会、名護市の執行機関、こういったところを考慮しますと、やはり少数意見について陳情に対して賛否をとっていくということは難しい問題だというふうに思っております。

この名護市議会のうちの一部の会派の方がこういう形での陳情を全国に発送しているというやり方なものですから、名護市議会全体の意思ではないということで、その辺も受けとめてこの陳情については聞きおくという対応でどうかというふうに思います。

それから、第11号については地元の商工会から提出されている陳情でありますので、少し項目ごとに議員間討議をするだとか、あるいは当局側と意見交換をするだとか、そういったことをして一定の対応をすべきではないかなというふうに思いますが、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 今、木村委員からそのような案が出されましたが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

それでは、陳情第10号につきましては聞きおくということで、陳情第11号につきましては請願と同じように取り扱うということで、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） それでは、陳情第11号「陳情書「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」」についてを議題といたします。

これは自由討議でやりますか。皆さん、誰に質問するとかはなしで。委員間の自由討議で。

[発言する者あり]

◎委員長（須藤智子君） 当局と。

それでは、まず1つ目の商工会事業運営に対する財政支援の維持、拡充について、皆様方の御意見をお聞きしたいと思います。

◎委員（大野慎治君） 商工会事業運用に対する岩倉市の財政支援の現状について、伊藤課長、教えてください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） その前に、この陳情書なんですけれども、一番表紙を見ていただくとわかりますように、愛知県商工会連合会と岩倉市商工会の連名で出されておりました、内容的には愛知県内全ての商工会の担当している市町村、全て同じ内容での陳情書が出されているというのを一つ御承知おきいただきたいと思います。

ということですので、例えば1から6まであるんですけれども、特に岩倉市の商工会がこうしてほしいということではなくて、愛知県の商工会全体としてこういった方向に各市町村協力してくださいねというお願いだということをし少し最初にお知らせしていきたいと思います。

1番のところですね、財政支援については、小規模事業振興補助金と商工業振興事業の補助金2つの補助金のほうを商工会のほうに毎年補助金として支出をしております。事務局員ですとか、そういったところに対して県の商工会連合会の補助金の何%というところで市が補助をしているというのが2本の補助金があります。財政的支援としては、その2点の補助金を支出しております。

◎委員（堀 巖君） あわせて当局にお聞きします。

この陳情書、同じかどうか別にして、同じようなことは直接執行機関側にも何か要望書みたいな形で上がっているんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 済みません、それも申し上げるのを忘れていましたので、議長さん宛てにお持ちする前に市長、副市長のところにも同じ内容で陳情をいただいていますので、その中ではそういった方向でこれからも支援していきますよという話はしてあります。

◎委員（関戸郁文君） 追加の質問になります。

市長、副市長に陳情が上がったときに、具体的にこういう施策、あるいは具体的にこういう予算、金額等の陳情はあったのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 具体的なことはないんですけれども、今年度商工会が発達支援計画という計画を新しく、それは岩倉市独自の計画を今年度の1月の策定に向けて委員会で検討をしているところですので、そういった補助金ができるときにはまた協力をしてくださいねという話はありません。

すが、具体的に何の事業に対してどれだけということは申しておりませんでした。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、次の2に移ります。

小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の制定と商工会との連携の推進についての項目に移ります。

何か質疑、皆さんの意見ありますでしょうか。

◎委員（相原俊一君） この件につきましては、鈴木委員も私も小規模企業振興条例をつくるべきであるという願いをしたんですけれども、具体的にはどのような体制で今整えていらっしゃるのか。f-Bizとか、そちらのほうで頑張っているということはお聞きしましたけれども。

◎商工農政課長（伊藤新治君） この内容についても、これまで一般質問ですとか委員会の中で何度かお話しいただいて回答させていただいているんですけれども、大もとのところでやっぱり振興基本条例というのは、事業者がやっぱりやる気がないとどんな助成がしてほしいのか、岩倉市の事業者はどんなことを求めているのかということとアンケート調査しながら、今年度も地域産業活性化支援事業、先ほどのf-Bizとか、そういった相談会ですとかセミナーなどを行いながら、あと円卓会議もやりながら、どんな支援が必要なのかという意見を聞きながら、そこで本当に条例が必要だということになっていけば、策定しないと言っているわけじゃなくて、今どんなことが必要なのかというのを洗い出しているところですので、その中で必要なのかどうかも含めて検討しているというところでお願います。

◎委員長（須藤智子君） よろしいでしょうか。今、検討しているという段階だそうです。

質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、続きまして3番の中小企業の経営支援の強化についてということで、皆様方の御意見をいただきたいと思えます。

◎委員（宮川 隆君） 確認の意味でお聞きしたいんですけれども、この中小企業の経営支援という部分で、先ほど課長のほうからもあったように、経営者そのもののやる気がどこまであるのかというのが一番大切なところではあると思うんですけれども、逆に行政として持っている情報として積極的に情報提供し、いろんなメニューというものを提示するというのは必要だと思うんですね、情報として。

国からこういうのがありますよということは必要だとは思いますが、その中で行政が経営支援のどこまで強制力というか、実行力があるのかというのがちょっと疑問なんですけれども、市の商工課というか、市としてのどのようなかわり方を持っているのかを確認の意味でお聞きしたいと思います。

◎商工農政課長（伊藤新治君）　そうですね。その点もこれまでも議会の中でもお話ししているんですけれども、もともと市内の小規模企業も含めて、そういった事業所の経営支援というのは、当然大もと商工会の仕事だというずっとそれがあまして、ただ商工会もいろいろお祭りだとか、組合だとか、いろんな事務もありながら、そういったものが余り、先ほど相原委員がおっしゃられた f-Biz とか OKa-Biz みたいな個別相談も重視して、本当は商工会がやっていかないといけない相談なのかなというところで、ただ市が始めましたけど、今後はそういった業務のほうも市がいつまでもやっているんじゃないかと、商工会にやっていただけるような組織の改革も含めて、商工会と相談しながらやっていかんといかんことだなということは市も思っていますし、商工会自体も少し変わってきていると思っていますので、そういった流れにしていききたいなということで、今、商工会と調整しているところです。

◎委員（鈴木麻住君）　先月でしたっけ、中小企業の経営者を集めて相談会なんかを4回ぐらいやられていましたよね。その結果って、何人ぐらい集まって、どういう効果がというか、成果があったのか、ちょっと教えてもらえます。

◎商工農政課長（伊藤新治君）　10月末から11月の頭、土・日2週間かけて、4日かけて創業経営塾という塾を開催しました。

そこでは、やはりお声がけも商工会のほうにさせていただいて、大体20人ぐらい毎回集まっていたいただいて、今回は地域活性化支援事業という事業の中でやっておりますので、OKa-Bizの秋元さんですとか、小出さんに講師の方を呼んできていただいて、本当に実践ですね。創業している方ですとか、ブログの書き方、そういった実際に使えるような内容を4日間にわたって朝から夕方までやっていただいて、感想などを聞いていただくと、やっぱり勉強になったので来年度以降も続けてほしいという意見がありましたので、できればまた来年度以降も続けていきたいなということで考えています。

◎委員長（須藤智子君）　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君）　続きまして、4の官公需発注における商工会員を

優先した受注機会の確保についてに移ります。

何か御意見等ありましたら、お願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 商工会とお話しする機会も議会として設けているわけですが、いわゆるごみ袋の生産と販売について、かなり商工会の意見があって、市内業者じゃないところがつくったり、あるいは市外でも販売したりということで、そういうことで本当にいいのかというような厳しい意見をよく聞くわけですが、これに対する市の今の見解について教えていただきたいんですけど、どこに答えてもらえばいいんだらう。いないね。環境保全課しか答えられんか、これは。難しいですかね。

そういうことをよく聞くもんですから、多分商工農政課でも少しは聞いているというふうに思いますが、この機会ですから一応発言しておきます。

◎委員（堀 巖君） この要望は、個人的には地元商工会員だけを優先させるというのは、何か違うんじゃないかなというふうに思いますが、市内業者を育てるという意味で今現実的にやってみえるのかどうなのか。そういった差異を設けるといいますか、そういうところの現状をちょっとお聞かせください。

◎行政課長（中村定秋君） 随意契約、あるいは指名競争入札ですね、そういったところでは、基本的には工事のランクだとか、あるいは工事が可能かどうかという技術力の面もありますけれども、最大限地元の企業を優先するように指名なんかはしていくことになっています。

◎委員（堀 巖君） ここの地元商工会員を限定した優先というのは、さっき個人的には余りよくないと思いますがと言いましたけど、市の見解としてはどうなんでしょう。

◎行政課長（中村定秋君） 現在は、商工会に入っているか入っていないかということについては、特に加味はしておりません。

この要望を受けて、もし必要であれば少し研究はしてみたいと思いますが、現時点ではそういうことになっています。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 続きまして、5番に行きます。

5番の創業支援事業計画の早期作成・認定についてに行きます。

何か御意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、続きまして6番の地域資源活用による地域ブランドの創出について、何か御意見ありましたらお願いをいたします。



◎委員（宮川 隆君） かなり昔から言い古されているんですけども、名古屋コーチン一本では限界があるんじゃないかという議論もあります。

そういう中で、これは市が云々というだけではないと思うんですけども、やはり商工会等から商工農政とで、そういうものをここで言う創出するための会とかというのは開かれているのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 具体的に会議という形ではやってないんですけども、日ごろから相談する機会はいつもありますんで、そういった中では例えば今商工会が頑張っているのは、岩倉焼きそばをどう売り出していくかというところ。

それもやっぱりつくただけで、市内のお店ではやっとならぶられるようになったんですけど、それをいつも食べられるようにするにはどうしたらいいかというところは相談しながらやっているんですけど、具体的にカップラーメンとかインスタントで売ったらどうかという話もあるんですけど、なかなかロットですとか、販売経路などを考えると、やっぱり青年部も少し消極的になるようなところもあるんで、そういうところがクリアできれば、一つは岩倉焼きそばをどう売り出していくかというところと、もう1個はまた新たな地域資源を活用したブランドができたらいいなというのは、青年部とも話をしておりますが、なかなかまだ岩倉焼きそばにかわる次のものが出てないというところが現状です。

◎委員（宮川 隆君） 先日、可児のほうでの会議で、あそこが要は産学官ですか、大学と高校生と、それから議会も含めて、議会は何か大学に勉強しに行ってお学生としてかかわっているらしいんですけども、議会代表が。それで、その中で出てきたのが大体高校生を中心としてワークショップをやるよと100件ぐらいの提案が年間にあるよと。そのうち実際に具現化できるのは2つぐらいだよねというような話をしていたし、逆に言えば若い子たちを巻き込んで、そういう提案が自由に出来る雰囲気ということは、僕らが見ていてもそういうのっていいよなと感じて帰ってきたところなんです。

ですから、先ほど課長が言われたように、会議として形式張ったところじゃしゃべるばかりじゃなくて、いろんなところからいろんな意見が聴取できるような、そういうちょっと夢が見られるような場所が何らかの形でつくるといいなと思うんですけども、そういうこともお考えでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そういった意味でいきますと、実は市では意欲的商業者育成事業補助金というのを持っていて、それを活用して商工会の青年部が金融機関と、あと大学と連携して何か新しい、それが先ほどの岩倉焼きそばの件だったんですけども、何とか販売に向けて、いつでも

買えるような販売に向けて検討を始めたところでいろんな問題があって、ちょっとそれが頓挫と言ったらいいのか、話がとまっている途中で、まだ消えたわけじゃないので、今後もそういった商工会と金融機関と大学が連携して、何か事業を検討しているという話も聞いていますので、それを少し見守りたいなと思っています。

もう1つは、商工会ではないんですけど、J Cが地元の高校生とか大学生を集めてああいっただけのことやっていますので、ああいっただけのものにも市もかかわってやっていけたらいいなとは考えています。

◎委員（堀 巖君） 先ほど商工会の本来の仕事だというもの、そういう意識であるとか、少し商工会自体も変わってきているという話がありましたけど、今の宮川さんにも絡みますが、青年部とか、そういうところとの市との関係というのは良好だというふうに思いますけど、そこら辺の大きな枠で商工会と市の連携、協力というところをうまくやっていくことこそが、商工会だって人材にしろ、金銭的な資源にしろ足りてないわけですよ。市側もやっぱり担当者として少ない。そこが一緒になって一つの方向性を目指すというところのコンセンサスがなくて、表面的にはお互い理解し合っているように聞こえるんですけど、実はそうはなっていない部分がたくさん聞こえてくるので、そこら辺でももう少しうまく仲よくすることはできないんでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 大変お答えが難しいんですけども、やっぱり市が考えていることと、商工会さんから上がってくることとの、例えばイベントで言うと来場者の方の気持ちだとか、方向性は一定なんです。岩倉のためにこうしたほうがいいというお互いの意見なんですけど、そのところが今言われるように、少し意見が違うようなところもあって、少し考えさせてくださいというようなことを先方さんに伝わっていると、それが誰かにまたつながっていくときに、自分たちが意見を言っても市は一切聞き入れてくれんだとか、そういうような感じで伝わっていったのかなというふうに思っています。

なので、もう少し商工会さんのほうの要望が市にあるところはどういうところかというところも市もやっぱりきちっと酌んだり、商工会さんのほうは商工会さんのほうで市のほかの施策とのすり合わせだとか、そういうところも含んで、自分たちだけよければいいということではなくて、やっぱり岩倉市全体を考えた中で今やれるところとか、そういうところの意思の疎通というのがちょっと足りないのかなというのは、常日ごろは感じております。それはもう少しお互い腹を割ってということはないですけど、もう少し理解し合えるような体制にしていかないと、市民の人がやっぱり主人公というの

は僕も市長からよく言われるので、そういうスタンスでこれからも接していきたいなというふうに思っております。

◎委員長（須藤智子君） それでは、続きまして7番に移ります。

7番の商工会組織存続に対する配慮についての審議をお願いします。

◎委員（宮川 隆君） 質問じゃなくて補足説明なんですけど、同じ内容で正・副議長のところにも来ています。

その中で7番に関しては、あくまでも市町村合併に伴う今まで複数あったものの統廃合に関しての配慮をお願いしたいということでもありますので、現状岩倉においてははないということで認識しておりますので、これは補足説明ということですよ。

◎委員長（須藤智子君） わかりました。

それでは、この点はよろしいということで、それではこの陳情の取り扱いについてどのようにさせていただきますでしょうか。皆様方にお諮りしたいんですが、請願と同じような取り扱いということで今審議してきたんですけど、そうしますと採決をとらないかんですよ。採択・不採択をやらなあかんでしょう。決をとらないかん、請願と同じ扱いだったら。

◎副委員長（木村冬樹君） 冒頭、商工農政課長から説明があったように、県内統一の陳情書ということで、岩倉市個別特有の陳情ではないということで、非常に大ざっぱな陳情になっているというふうに思います。

ですから、これについて採択をする、採択しないという取り扱いはすべきではなく、問題意識として持って、商工会と議会ともう少し意見交換をするだとか、あるいはその中で出てきた個別の問題について、また請願なり陳情を上げてもらうというようなことで、そういう要請をしていくということで、この陳情については聞きおくというよりは勉強させていただくというか、しっかり受けとめて、今後の議会と商工会との意見交換につなげていくという形にしたらどうかなというふうに思いますけど、委員の皆さん、どうでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） よろしいでしょうか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあそのようにして聞きおくということで、皆様方各自勉強していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1つ第76号の議案が残っておりますが、この議案につきましては、後日改めて議運で日程を調整していただいで行おうということでよろしいでしょうか。議運にかけないかんもんね。

◎委員（宮川 隆君） 議会中の委員会開催は委員長権限ですので。

◎副委員長（木村冬樹君） だから、日程を決めればよいよね。

委員会予備日としてあった17日木曜日、18日金曜日いずれかで行いたい。行うにはよいかと。議事録との関係もあるもんですから、17日の午前中がいんではないかなと思いますけど。

◎委員長（須藤智子君） 17日という案が出されました。

◎副委員長（木村冬樹君） 当局のほうも。

◎委員長（須藤智子君） 当局、よろしいですかね、17日。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、17日木曜日午前10時から総務・産業建設常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会をさせていただきます。お疲れさまでございました。

総務・産業建設常任委員会（平成27年12月17日）

◎委員長（須藤智子君） 皆様おはようございます。

総務・産業建設常任委員会を30分ずらしての、今回は委員会を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方もお忙しい中、また当局の皆様方もお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を再開いたします。

それでは、ただいまより議案第76号の質疑を再開いたします。

◎委員（宮川 隆君） まず提案なんですけれども、修正議案が提出されて以降、そちらのほうが行先して審議が進んでいまして、本来の企業立地の促進等に関する条例の全体像というのがなかなか委員の中でも把握し切れていないのが僕は現状だと思うんですね。それを踏まえまして、全体、成案と修正案を込みで、全体を一括して質疑を進めていってはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 皆様よろしいですか。委員の皆様それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） はい。

◎委員（宮川 隆君） それでは質問なんですけれども、条例策定の過程で今回ちょっと課題になっています雇用の奨励金に関する部分というのが、議論のテーブルには上がっていたと思うんですね、策定段階では。それが原案では削除されているわけなんですけれども、そこに至った経緯というのを教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） この条例の制定に当たりましては、プロジェクトで議論を重ねてまいりまして、制度については、内容ですとか対象行為、それから分野、要件、それから奨励の額、その他といったところで、例えば雇用に対する奨励金だとか、緑化を促進した企業には奨励金を出すとか、それから雨水の整備をしてくださったところには奨励金を出すというような、いろいろなものはございました。ただ、今回は奨励金については、固定資産税でいただいた額を3年間お返しするというので、市から新たな負担はないというようなところも勘案したところの一つでございます。

雇用については、もう1つは奨励金を受ける際にも雇用の条件をつけるかどうかというような議論もありました。何人以上雇用していなければそもそも対象にしないというような議論もありましたけれども、今回は、まずは奨励金、企業の固定資産税をお返しする分だけということで決したところでご

ざいます。決してそこは検討していなかったわけでもありませんし、県内の市町村を見ましても、半分ぐらいは雇用というのが一番多く制度化されているものでございましたので、検討はございましたけれども、メニューには加えなかったという結果でございます。

◎委員（宮川 隆君） 検討したけれども、条例策定に当たって雇用奨励金のことも考慮したけれども、今回は出の部分を考えてときに削除したというように捉えましたけれども、今回の固定資産税を基準としてということで議論が進んでいるんですけども、現状の岩倉市の持ち出しがない前提で、こういう予算措置を考えようと思ったときに、固定資産税以外のものというのは、現実どのようなものが想定されますでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今委員から御質問がありました奨励制度の種類ということで、今回こちらから提案させていただいているのは、固定資産税相当額の交付ということでございます。もう1つ方式がございまして、投下固定資産総額の一部を交付するという方式がございまして、こちらのほうは企業が立地をしていただいて、土地と、あと家屋とか償却資産等導入をするという形で、その総投資額の例えば5%、10%を進出していただいたときに交付させていただくという方式がございましたが、プロジェクトのほうでそれも含めまして検討させていただきました。

今、私から申し上げました投下固定資産総額の一部の交付方式でございますと、一度に支出する財政負担が、かなり多額になるということが想定されましたので、今の本市の財政状況を勘案した場合、少し困難であるかなあと考えたところでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（宮川 隆君） 僕がさっき聞いたのは、固定資産税で充当する以外の方式で、現時点からの市の持ち出しというのを考えないで済むような方式というのは何かありますかという聞き方をしたんですけども、そこは想定されていなかったということですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 持ち出しをしないというところであれば、法人市民税ですね、企業が売り上げに応じての法人市民税をお返しするというのも一つは考えられると思います。ただ、法人市民税についてはかなり売り上げとか、前納とかいう制度もございまして、大きく上下するものがありますので、法人市民税を奨励の基礎にしているところは見受けられていないと思います。

◎委員（宮川 隆君） 固定資産税にしる法人市民税にしる、本来市に入るべき税収を一部にしる免除をし、もしくは現実入らないということでありまして、市の運営全体において、やっぱりそれなりの重き部分だとは考えま

す。ただ、今回の企業立地ということの主眼にしたときに、やはり新たな企業に来ていただき新たな雇用を創出していただくということを考えますと、やはりセットでどこかで進めていかなければいけないような気がするんですが、その辺の進め方についてのお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 雇用については、大変重要な課題だと思います。地元企業さんに聞かしても、やっぱり社の方針としては、岩倉市とは言いませんけど、地元の採用を進めたいということも既存の企業さんもおっしゃっていただいています。地元貢献というところもあろうかと思いますが。雇用については、企業さん側だけに奨励する以外にも、例えばUターンで帰ってきて就職してくれた方には奨励金、補助金を出すとか、そういった方の学校にかかった奨学金なんかを免除してあげるとか、そういう方策もあろうかと思っています。また、雇用という面では、企業さんと地元の高校生、大学生と就職フェアのようなもので地元雇用を進めるといった、奨励金に限らない助成策、援助策はたくさんあると思っています。なので、これについては、この条例とも別に考えていくことだというふうには認識をしております。

◎総務部長（奥村邦夫君） 前回の委員会でも御説明させていただいておりますが、この検討は、実は平成24年度から検討はさせていただいております。もう既に4年もたっております。今年度、私総務部に戻ってきてまして、これはもう早急にとということで市長のほうからも指示を受けまして、早くつくりたいということもございまして、まずは企業に来ていただくところを重点的に検討をさせていただきましたので、今回提案させていただきました、まずは来ていただいて企業に対する助成制度ということで検討させていただきました。当然その雇用についても、議論の中ではいろいろ委員の中で検討はさせていただきましたが、先ほど言いましたようにまずは来ていただくところを最重点で検討させていただいたものですから、少しその雇用について入っていないというところの御指摘は、確かに委員が言われるように必要だなあというふうに思っております。

また、今年度策定をしております総合戦略の中でも、雇用というのが重要な課題になっておりますので、そういった部分の必要性というところも考えておりますので、今課長も言いましたけれども、この条例の中に雇用の助成制度を入れるのか、また別の条例として制定するかは別にしまして、総合戦略も今年度3月末までに策定をさせていただきますので、それに間に合うかどうかちょっとわかりませんが、早い段階で雇用に対する助成制度も

創設をしていきたいというふうには思っております。

◎委員（宮川 隆君） 部長が言われるのは、確かにそういう部分だとは思いうんです。先日の委員会の中でも、例えばまだどういう企業がというのは、確定はしていない段階ですけれども、例えば先端企業においてはなかなか市内でそういう人材を確保できるのかどうかわからない、そういう不安定要素もあるというような発言もあったように記憶しております。とは言うものの、やっぱり企業の一番中心になるべきものというのは、人であり人材で、企業としても人材をいかに育成し確保していくのかというのが、企業経営においては大切な一つの課題だと僕は認識しているところなんです。

なおかつ、私が把握している限りでは、各委員さんとしても形、進め方に関してはそれぞれの意見はあるようなんですけれども、やはりこの条例と、先ほど部長が別とは言いましたけれども、人材を確保するための何らかの施策は考えていかなければいけないですし、総合戦略との整合性も考えると、やはりこの部分というのはかなり重要なインパクトがあるんじゃないかなとは思いうんですけれども、その辺の進め方、部長以上の答弁というのはなかなか出ないとは思いうんですけれども、やはり議会としての総意がその方向性へベクトルが向いている以上はそれに対してのお答えというのは考えていただきたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 別の条例と言いましたのは、別の条例でやるということではなくてですね、制度設計をするときに、この委員会の中でもいろいろ御意見もいただいていますので、そういったいろいろな助成制度をつくっていく上で、この条例に入れるほうがいいのか、個別に雇用の制度として別の条例をつくったほうがいいのかということも含めて、議論をしていきながらつくりたいという意味で言ったということですので、この条例に入れないということではなくて、よりいい方法を検討させていただいて制度化をしていきたいという思いで答弁をさせていただきました。

◎委員長（須藤智子君） 総務部長の発言にもありました当局のほうも、雇用については必要性を感じているという認識でございます。それでここで、質疑どうぞ。

◎委員（堀 巖君） ちょっとはつきりさせておきたいところが2点あります。

そもそもこの事業、施策で、岩倉市はもうかるのか損するのかというところで、認識が何か一致していないような気がするんです。これはもうかるためにやるんですよね。要は外貨を獲得しに行くんですよね。競争なんですよ。そこら辺の認識で、何かこうお返しするという表現、固定資産税として



も法人市民税にしても、来た歳入の中からお返しするという発想なんですけど、僕はそもそもやっぱりモデルケースで5年なり10年なりのシミュレーションを立てて、トータルで新たなという企業なわけですから、もうこの施策がなくても来るような企業を想定して損するみたいなイメージで、聞いていると伝わってくるんです。だから、獲得するんだというところの明確な意思が感じられないんですよ。だから、5年間で2件とかいう話になっていて、聞きに行くところも市内の業者に聞きに行く、市内の業者に聞きに行くのは、やっぱり出ていかないための方策については市内の企業に聞けばいいと思うんですけど、新たなというところになるとまた違うと思うんですよ。

もう1点は、施行期日が交付の日からというふうにしていて、やっぱり新たなというところになると、これからセールスに行くわけですから、やっぱり3カ月なり本来は周知期間を置いて施行期日を設定するのに、何かすごく急いだような交付の日からという話で、2件あるないという話になってきちゃったと思うんですよ。そこら辺のことをもう一回明確にしたいというふうに思います。何年で歳入をどのぐらい確保したいかというところって、どんなイメージなんですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 進出してくる企業によって、それは正直経済比較が今の段階でいきませんし、法人市民税、固定資産税がどれくらい入るかもちょっと想定はできにくいかと思います。ただ、さきの委員会でも1,500万という話をしましたけど、近年進出いただいた企業が固定ではそれぐらいあったと。法人市民税でいけば、それ以上、同等ぐらいのところがあったり、もっと法人市民税でいけばただけでいるところもあります。

当然、企業さんを誘致するという事は経済効果も必要ですし、さきにも述べましたけど、市民として地域貢献をしていただくというところも大事なところだと思いますし、雇用もそうだと思います。数字でははかれない効果が本当に非常にたくさんあると思いますので、経済効果については少し幾らかというようなことは申し述べることはできません。

ただ、委員会の中で、固定資産税を100%返すというところは、そこは議論も分かれたところで、他市の条例を見ていただいたと思うんですけど、50%だとか、年々75、50、30にしているところとかございます。岩倉市の財政を考えたときには、固定資産税をそれだけいただければ、ほかの事業に充てられるというところもありますので、反対意見もありました。区切ってはどうか、全部返すのはどうかということもありましたけれども、やっぱり企業さんに最大限というところで100%というふうにしたところがございます。施行期日は、やはり着工30日前というところだもんですから、なるべく早く、

固定資産税って1月1日基準だもんですから、この条例を施行したとして、初めて予算を計上するのが平成30年度になるんですね。28年度、29年度は予算計上しません。それは、今着工して操業を始めたとしても、29年度の課税で初めて対象になってきて、納めていただいたものをお返しする30年度に計上するところが初めてになってきます。そういう意味でいけば、なるべく早く認めて、進出してくる企業が選択されるようにしていきたいというところがございます。

営業につきましては、当然県のこういった冊子に載っていないもんですから、まず岩倉市は。そんなところに載ってきますし、そういう企業との説明会みたいなものも私出席したんですけれども、岩倉市として置くものが何もなくて、ほかの市町はそういう企業誘致のパンフレットとかを置いているんです。そこで、誘致の話だとかもしていたりして、そういったところには積極的に出ていきたいと思うし、私どもロコミが大変大切だと思っていますので、出ていきたいと思います。

あとは金融機関ですね、金融協会に働きかけたいというふうに思っています。こういう制度ができましたので、企業さんで紹介をかけているところにぜひ紹介してくださいというような、市内の金融機関には働きかけたいと思います。

◎委員（堀 巖君） もうかるかもわからないかというところで、もうかるんだよね、やっぱり。今の話聞いてもやっぱり出の話ばかりをしていて、シミュレーション、難しいかもしれないけど、雇用の効果であるとかをはかるのは難しいかもしれないですけど、このぐらいの企業が来たらどのぐらいの雇用が発生してどのぐらいの10年で歳入、歳出は、だからその何%返すかという話が出てくるわけです、その次に。歳入がどれくらい見込まれるから、その分どのぐらいお返ししてもいいんじゃないかという議論に発展していくと思うんですけど、最初から歳出ありきの話なもんだから、どうしても何か損するみたいなイメージになっちゃっていると思うんですが、もうかるんですよね。

◎総務部長（奥村邦夫君） 3年間だけはお返ししてしまうので、プラスマイナスゼロですけど、4年目以降は固定資産税が入ってきますので、もうかると言えばもうかるということですね。特に例えば調整区域の土地ですとかというところを工場になりますと、固定資産税大体100倍ぐらいになりますので、そういったところで固定資産税も高くなっていきますので、将来的には税収はふえてくるというふうに考えております。

◎委員長（須藤智子君） ほかは質疑はよろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） それでは、ただいま副市長がお見えになっておりますので、副市長の発言を許します。

◎副市長（久保田桂朗君） いろいろ御議論いただきましてありがとうございます。議案第76号「岩倉市企業立地の促進等に関する条例の制定について」、本会議で議論をされ、付託されました総務・産業建設常任委員会での慎重なる審議に対しましてお礼を申し上げます。7日に開催をされました総務・産業建設常任委員会での議論、審議内容につきましては、市長とともに担当部長から経過報告を受けております。本日は、その中で特に議論の中心となったと聞いております雇用という観点について、市としての考え方をお話しさせていただくために、出席をさせていただきました。

最初に、提案説明と重なる部分もあるかと思いますが、提案に至る検討状況につきまして説明させていただきます。

これまでの議会の中でも、企業誘致の必要性が問われており、市長からの指示もあったことから、平成24年度に関係する部課長、担当で構成する企業誘致プロジェクトを設置して検討を進めてまいりました。少し間があきましたが、今年度に入り精力的に会議を開き、最終案としてまとめさせていただきました。

このたび提案させていただきました議案は、岩倉市への新たな企業立地や既存企業の存続を図るための奨励措置として、奨励金の交付を定めるものでございます。奨励金の内容につきましては、一定条件を満たす企業に対しまして、納付されました固定資産税額を限度としてお返しするもので、市の財政への影響がないように配慮させていただいております。議論の過程では、県内自治体の既存制度の研究、近隣市町や市内既存企業でのヒアリングを経ての成案としたものでございます。

上程後、本会議や本委員会での意見として、雇用の必要性について指摘があり、当局としても今年度中に策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つとして、安定した雇用を創出するということを掲げていることから、議会からの御指摘の重要性は認識しております。

雇用の創出については、市全体で取り組んでいく重要な課題であり、既存企業からは、地元の人を雇用できるような機会をつくってほしいという要望も聞いております。また、修正案として提案された議案の議論の中で、新設だけではなく増設する場合でも雇用奨励金が必要ではないかですとか、一般質問の中でも、移住者を採用した企業に対する補助制度の創設の御提案もいただきました。

これらの意見や提案も含めて、議会と御相談をさせていただき、市民にとって最良の施策となるよう検討をして、早い時期に条例化を図ってまいりたいと考えております。

既に、先日の委員会後に、企業誘致プロジェクトの会議を再開して、県内自治体で雇用奨励金を制度化している自治体への聞き取りを行い、課題や改善点などの調査、さらに市内の重立った企業への聞き取りを行うよう指示しております。時間的に間がないため、まだ報告できる状況には至っておりませんが、資料がまとまり次第、議会にも相談してまいりたいと考えております。

議案として議会へ上程をさせていただいており、議会の判断を待つ立場ではございますが、議員の皆様から提案がされた部分の検討が必要と考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

◎委員長（須藤智子君） ただいま副市長から説明がありました。

資料を配付する間、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいまの副市長の発言について、何か委員の皆様から御意見、質疑はございますか。

休憩して精読時間をとります。

11時10分から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいま、皆様委員のもとへ配付いたしました副市長からの申し出に対する質疑はございますか。

◎委員（宮川 隆君） 少し脇道にそれるかもしれませんが、御容赦ください。

先ほど堀委員のほうからもありましたけれども、この条例が目指すもの、要は最終的には、岩倉市民の今後の生活向上にどういうふうに関与されるものかという意味では、提案者の方から我々としても審議する委員会としても、目指している方向性は同じだと思うんですね。ただ、先ほどの堀さんの意見にも少し触れるところなんですけれども、どうしてもこの議案第76号というこの企業立地という窓の中で物を見がちなんですけど、行政経営の観点から見たときに、やっぱり今岩倉の課題というか、全国的な課題として、生産人口をどうやって確保していくのかという、要は納税者をどうやってふやすのかという観点も大きなところだと思います。人口流入だとか、納税者人口のと

ころだけではなくて、そういう方々、要は流動人口がふえることによって市内の商業の活性化であったりだとか、そういう複合的な人の動きをつくっていくということも大切な要素だと思うんですね。ですから、そういうことを含めて、少しでも前に進めるのであれば、やはりもう少し個々のことにとらわれずに全体像で考えていただきたい。当然、予算にかかわる部分も含まれておりますので、そういう市長権限に属するところまで我々が踏み込むべきではないとは思いますが、ましてやプロジェクトを組んで、一つ一つ積み上げてきていただいた結果がこれだと思うんですね。ただし、その積み上げる段階において、もう少し市の全体像みたいなものが、シミュレーションとしてもあってもいいような気がするんですね。

そういうことから、この議案そのものだけじゃなくて、もう少し全体像のイメージ、要はこれがこの条例による波及効果としてどういうものが予想されているのかと、もしお考えがありましたらお聞きしたいんですけども。

◎副市長（久保田桂朗君） この条例については、企業をまず誘致するということに関しまして、何らかの市として対応できないかということをつくったものでございます。全体像というのは先ほど少し触れましたが、今ちょうどまち・ひと・しごと総合戦略なんかも策定しておるところでございまして。そうした中でお示ししていくのかなというふうに思っております。

今年度から、御案内のとおり企業誘致と、それから住宅政策とシティープロモーションと広報と、それを一体としたまちづくり担当というようなことで辞令を出しまして、そこでも議論を重ねておるところでございまして。全体像というのは、そういうところで結果として出てくるんだろうなというところなんですけど、先行してこうした形で条例をまずつくらせていただいたということで、まずはまち・ひと・しごとの総合戦略ですね、そこでお示しすることになるのかなというふうに考えております。これは一連の流れで、今社会の方向がそうした方向に向いておるといってもありますので、今のところ総合戦略の中でお示しするというようなことで御理解いただきたいと思っております。

◎委員（宮川 隆君） 脱線して済みません。先ほど副市長のお言葉の中にも、議会と相談していきたいという内容のものが含まれておりました。また、昨日の本会議での一般質問の中での総務部長の答弁の中でも、議会とのコミュニケーションを大切にしたいというような趣旨の発言もありました。

先ほど言いましたように、向かっている、目指している方向性というのは変わらないわけなんですね。そんなにそごはないと思うんです。ただ、そこでのキャッチボールのやりとりの中で、多少意見の相違があったり、求める

べきものが少し手法が違ってみたりというところで、今回少し議論がなかなか前に進まないという現状があったように思うんです。

具体的にお聞きしたいんですけれども、我々が求めている雇用に関する奨励金も含めた中で、より今後プロジェクトチームの中で改善すべき点というものをやっぱりちゃんと整理していただいて、前に進めていただきたいというふうに思うんですけれども、期日を切ってとまでは言いませんけれども、具体的な取り組みというのはどのようなスケジュールで考えられているのかお聞きしたいと思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） 雇用に限っての、今後のということですね。先ほど副市長の御発言の中にもございましたが、現在企業立地プロジェクトのほうで、会議を再開しまして調査をさせていただいております。県内の自治体の実態と、それから市内企業にも聞き取りをしておりますので、そういったところを全体がまとまりましたら、一度議会の皆さんにも御相談をさせていただいて、まず実態がこうなっていますというところを御報告はさせていただきたいというふうに思っております。

その上で、どういった施策をつくっていくべきかという方向性を、一度そのところはまだ、こういうものをつくりますというものを、まだ結果が出ておりませんのでそれを見て、方向性についても議会の皆さんと御相談をさせていただきながら制度設計はしていきたいなというふうに思っておりますので、スケジュール的にじゃあいつぐらいまでにというところは、時間的なこともございますので、はっきり例えば3月ですとか6月ですとかというところを今ここでお約束はちょっとできませんけれども、遅くともじゃあ1年後になりますということはないというふうには思っておりますので、先ほど言いました早い段階でというところは、そのぐらいの期間で考えているというふうに思っただけであればというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 企業立地の促進に関する条例は、54市町中、僕の調査では40市町村あるということでした。また、その中の40市中、雇用促進等の奨励金があるのは14市町村あるということだったので、かなり対象条件が厳しかったり、1人当たりの交付額も各市町でまちまちであったりするので、もうちょっとやっぱり精査する時間が必要であると、僕は当局の意見、そのとおりでと思います。ただ、市長から早期に条例化を図ってまいりたいと考えておりますと、総務部長からも同様の御発言がありましたので、それは重く受けとめたいと思います。質問しなきゃいけないけど、質問せずあくまでも意見です。ごめんなさい。

◎委員長（須藤智子君） わかりました。ほかに御意見、質疑どちらでもい

いです。

◎委員（鈴木麻住君） 今大野委員の発言とかぶるところがあるんですけども、この企業立地に関する条例をこの状態で議案として上げて、今の雇用のところは別でまた検討していきたいと、それをどういう形になるかというのはまた今後検討していきたいという考え方ということでよろしいですね。

◎総務部長（奥村邦夫君） 先ほど宮川委員さんからも御質問いただきましたけど、どういう形でこの条例の中に入れるのか、単独の別の条例をつくったほうがいいのかということについては、どんな制度にするかという、例えば今の新規の雇用だけであればこの条例の中に入れてもいいのかなと個人的には思いますけど、それ以外のいろんな御意見もいただいていますので、そういったものを全部含めてやろうとすると、ちょっとここに入れるよりは別に新しい条例をつくったほうがいいのかという考え方も出てくるというふうには思っておりますので、その手法とかどういう条例、一部改正するとか、新しくつくるとかということも含めて、それは一度御相談、制度設計をする中で御相談をしていききたいというふうに考えております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑、御意見等ございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、副市長の説明に対しての質疑、御意見を終結いたします。

この説明に対しての皆様方、委員の方は御了承いただいたということでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎委員（堀 巖君） これまでの議論を聞きまして、結果がよくなればいいのかということなので、さらに制度化にも時間がかかるということがよくわかりました。動議の撤回をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

◎委員長（須藤智子君） それでは、ただいま堀委員から修正動議を撤回する申し出がありました。この申し出について、委員の皆様方、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 異議なしと認めます。

それでは、異議なしと認め、堀委員からの修正動議の撤回をすることといたしました。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

それでは、議案第76号「岩倉市企業立地の促進等に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第76号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それではここで暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 副委員長のほうからちょっと発言させていただきます。9月議会で閉会中の継続審査の申し出を行いました。その申し出に従いまして、行政視察などを行ってきたところであります。それで、これから3月議会の間ということで、閉会中の継続審査をする予定は一応正・副委員長のもとではないというふうに判断しておりまして、今回は申し出を行わないという方向でいきたいというふうに思いますが、皆さん御異議ございませんでしょうか。意見がありましたらお願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（須藤智子君） それでは休憩を閉じて再開いたします。

それでは、閉会中の継続審査の申し出は、行わないということでやりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの委員会の質疑の中で、正確な表現でない部分がありましたので正・副委員長のもとで議事録を整理させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは御異議なしと認め、議事録を整理させていただきます。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。